

令和7年第2回太子町議会定例会（第513回町議会）会議録（第1日）

令和7年2月20日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 議案第9号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）
- 9 議案第10号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第11号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第12号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第13号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第14号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 14 議案第15号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）
町長施政方針
- 15 議案第16号 太子町総合計画後期基本計画について
- 16 議案第17号 農村交流センターの指定管理者の指定について
- 17 議案第18号 町道路線の認定について
- 18 議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 19 議案第20号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 20 議案第21号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第23号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第24号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例の制定について
- 24 議案第25号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 25 議案第26号 太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 26 議案第27号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第29号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 29 議案第30号 令和7年度兵庫県太子町一般会計予算
- 30 議案第31号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 31 議案第32号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

- 32 議案第33号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 33 議案第34号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 34 議案第35号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 35 議案第36号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
- 36 発議第1号 和のまちをつくる太子町議会基本条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 議案第9号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）
- 9 議案第10号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第11号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第12号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第13号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第14号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 14 議案第15号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）
町長施政方針
- 15 議案第16号 太子町総合計画後期基本計画について
- 16 議案第17号 農村交流センターの指定管理者の指定について
- 17 議案第18号 町道路線の認定について
- 18 議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 19 議案第20号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改
正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 20 議案第21号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第23号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第24号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例の制定について
- 24 議案第25号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 25 議案第26号 太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 26 議案第27号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第29号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 29 議案第30号 令和7年度兵庫県太子町一般会計予算

- 30 議案第31号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 31 議案第32号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 32 議案第33号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 33 議案第34号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 34 議案第35号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 35 議案第36号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
- 36 発議第1号 和のまちをつくる太子町議会基本条例の制定について

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	出原賢治	6番	森田哲夫
7番	玉田正典	8番	中藪清志
9番	堀卓史	10番	藤澤元之介
11番	首藤佳隆	12番	北川嘉明
13番	中島貞次	14番	清原良典
15番	松浦崇志		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	免田和佳奈		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

吹く風はまだ冷たい日が続いておりますが、春の息吹を感じる季節となってまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和7年第2回太子町議会定例会（第513回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、今期定例会では本町行政の根幹となる令和7年度当初予算をはじめ、補正予算、人事、条例の制定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくこととなっております。また、令和7年度の町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございます。また、会期中には新年度予算審査のため、一般会計予算委員会の設置も予定されているところでございます。議員各位におかれましては、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、町民の負託に応えられるよう格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げます。

また、現在議会改革の一環として取り組んでおります服装の自由化について、引き続き本定例会におきましても本会議並びに委員会ともに試行を実施してまいります。どうぞ御理解を賜りま

すようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第2回太子町議会定例会（第513回町議会）が開会されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

立春を過ぎ、本格的な春の訪れが待たれる頃となりましたが、議員各位におかれましては公私ともに御多用のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の進展に御理解、御協力を賜っておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては人事に関する諮問案件1件、令和6年度補正予算案件7件、令和7年度当初予算案件7件、その他案件3件、条例案件11件の合わせて29件の議事につきまして御審議をお願いするものであります。提出させていただきました各案件につきましては後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお祈りいたします。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第2回太子町議会定例会（第513回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松浦崇志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、中藪清志議員、堀卓史議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（松浦崇志） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの33日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの33日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等29件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつ

けてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和6年度12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち、村瀬敏紀監査委員には本日のみ、山崎将企画政策課長、栗田政知総務課長、溝端朋代町民課長、友政貴仁生活環境課長、山本雅子高年介護課長、肥塚馨こどもえがお課長には定例会4日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、12月23日、1月7日、1月14日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第5、総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、読み上げまして報告に代えさせていただきたいと思います。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件につきまして、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

- 1、調査事件。網干駅周辺等を含めた土地利用。
- 2、調査年月日。令和5年7月13日から令和7年2月6日の間で計19回。
- 3、調査目的。

J R網干駅周辺は、J R網干駅前区画整理事業などによって大きくさま変わりしようとしている。太子町の玄関口である網干駅のにぎわいの創出は、太子町の活性化に大きくつながるものである。当委員会では、にぎわい創出のため、網干駅周辺等をどのように整備することが望ましいか、太子町の現状を確認し調査研究することとした。

- 4、調査の経過及び意見。

調査詳細項目。

網干駅周辺等の土地利用の現状などについて、当局に確認したことは以下のとおり。

網干駅周辺は、都市計画マスタープランにおいて広域交流拠点として位置づけられている。そのため、太子町の玄関口としてにぎわいを創出することを目的に商業施設の立地が可能であることや用途地域を近隣商業地域に見直していく予定である。

委員会で調査した事項は以下のとおりでございます。

1、網干駅周辺の姫路市域では駐車場が主な利用目的となっており、現在ホテル等の商業施設の誘致は見込まれていない。

2、網干駅は特急列車の上下2本（令和7年3月改定予定）の発着駅となり、一日の乗降客数も1万3,470人（令和4年時点）とコロナ禍前までの乗降客数に回復しつつあります。

3、新快速の始発・終着駅において、網干駅だけが駅周辺に宿泊施設がない。

4、近隣の姫路市においては観光客数及び宿泊者数が増加しているにもかかわらず、太子町は第6次太子町総合計画での観光入込客数の数値目標（令和5年度20万人）を大きく下回っている。具体的には、令和4年度兵庫県観光客動態調査報告書における市町別観光客総入込客数は9万1,000人であり、県下ワーストワンである。

委員からの意見。

1、太子町の観光産業の活性化のためには、網干駅周辺にも宿泊施設が必要である。

2、網干駅周辺は太子町の玄関口であり、県内外から多くの人を訪れる。そこに宿泊施設があることで、さらなる来訪者の呼び込みにつながる。3、町役場支所等の行政拠点や子育て支援拠点が網干駅周辺にあることは住民の利便性が向上する。

結論。

網干駅周辺においては、にぎわいのある地域交流を促す拠点を形成することが求められている。そのため、交流人口を増やすための観光の中心となるホテル等宿泊施設並びに観光案内所や飲食店等を誘致すべきである。また、若い世代が居住し、まちの活力を支えるためには子育てを支援する拠点や行政サービス等の窓口機能を有する複合的な拠点も必要である。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、にぎわいを求めた網干駅周辺等を含めた土地利用について当局へ以下のことを提言する。

1、太子町立地適正化計画でうたわれている都市機能増進施設の中に宿泊施設の文言を加え、網干駅周辺にホテル等を誘導すること。また、あわせて、行政サービスや子育て支援拠点の誘導、充実を図ること。

2、ホテル誘致条例の制定や税制優遇制度の拡充など、ホテル等の宿泊施設、商業施設等を経営しようとする企業が参入しやすい環境を整えること。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 福祉文教常任委員会におきまして調査した結果につきまして、報告書を読み上げ報告いたします。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1、調査事件。町民の命と健康を守るための予防と健診体制のあり方。

2、調査年月日。令和6年4月10日から令和7年2月5日の間で計11回。

3、調査の経過及び意見。調査中の課題1件について、以下のとおり報告する。

1、町民の命と健康を守るための予防と健診体制のあり方。

調査詳細項目。

死亡原因となる疾病の状況、特定健診などの受診率、健康増進への取り組みなどについて当局より説明を受け、現状を把握した。その中で令和5年度の受診率については、子宮頸がん検診が29.1%、乳がん検診が28.5%と低値であるとの報告があった。また、医療費が年々増加傾向にあることから適正受診を促すことが課題であることを確認し、今回、死亡原因第1位である悪性新生物（がん）に対する予防と健診体制に重点を置き、調査研究を実施した。現在、町が発行している無料クーポン（子宮頸がん検診と乳がん検診）の利用率や発行回数など、また、他市町の無料クーポンの発行状況や受診率向上施策ハンドブックの事例についても調査研究し、本町に取り入れられるものはないか検証した。当局のがん対策の方針や考え方を確認するとともに、受診率向上への取り組みについて意見交換をした。当局からは、無料クーポンの発行と啓発活動の双方に取り組むことが効果的と考えているとの答弁があった。委員から出された意見として、無料クーポンに関してはがん検診の種類、回数、対象年齢及び費用対効果を検証した上で拡充を検討する必要があるのではないかと、無料クーポンはきっかけにはなるが、本人の意識がなければ受診につながらないため、がんに対する正しい知識の普及と啓発が重要ではないかと、町民に対する正しい知識の普及が必要であり、小・中学校においても教育の中に取り入れることによって正しい知識が養われていくのではないかと、がん患者や家族の支えとなるがんサポーターを患者会等と協力して育成することが必要ではないかと、広報の方法をさらに工夫することが必要ではないかと、要精密検査の対象者に対して受診勧奨を実施しているが受診率が低いのではないかと。

そのような中での結論といたしまして、委員会として以下のとおり結論をまとめた。

調査の結果、無料クーポン（子宮頸がん検診と乳がん検診）の発行により受診率が上がる傾向が認められ、有効性が確認された。子宮頸がん検診と乳がん検診に関し、無料クーポンを拡充すべきである。受診率が上がることでより早期発見、早期治療につながり、医療費の抑制効果も期待できる。大腸がん検診に関しては、検診料が比較的安価で簡易な検査方法であり、がん検診に対する入り口的な検診として有効である。無料クーポンの利用率は30%程度と低い状況であるためがんに対する正しい知識の普及とがん検診に対する意識の向上が不可欠である。正しい知識の普及のために学校教育におけるがん教育も有効であると考えられる。効果を上げている他市町の取り組みなどを調査研究した結果から、効果的な広報をすることによって受診率の向上が図られると考える。がん検診の受診率向上とともに、要精密検査の対象者についても受診率の向上が重要である。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

子宮頸がん検診及び乳がん検診については、無料クーポンの対象年齢の拡充を検討すること。また、大腸がん検診については無料クーポンの発行を検討すること。がんに対する正しい知識の普及とがん検診に対する意識の向上を図るためにあらゆる機会を捉えて町民に対する啓発活動に努めること。また、学校教育においてもがん教育をさらに推進すること。広報については、効果的で伝わる周知方法（動画やSNS、広報紙等）を検討すること。要精密検査の対象者においてはナッジ理論を活用したハガキ・リーフレットの送付を行うなどの工夫をし、適正受診を促すこと。特定健診やレディース検診等におけるウェブ予約システムの導入や検診日数を増やすなど、受診しやすい体制を検討すること。受診率向上に向け、がん患者会や医療機関等と連携・協力すること。

その他。

本報告に先立ち、受診率向上に向け、当委員会から予算を伴う次年度事業の具体的な提言書を令和6年11月22日付で町長及び教育長に政策提言として提出した。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（松浦崇志） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の赤松章子氏の委嘱期間が本年9月30日付をもって任期満了となります。赤松氏は、平成28年10月1日より人権擁護並びに相談業務に熱意を持って活動していただいております。引き続き赤松氏を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第9号から日程第35、議案第36号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第9号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）

○議長（松浦崇志） 日程第8、議案第9号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7

号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第9号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号)について説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費及び事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ5億4,732万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を142億954万円とするものであります。

歳入予算につきましては、町税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方交付税、財産収入の追加と地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債の減額であります。

歳出予算につきましては、農林水産業費の追加と議会費、総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

なお、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を5事業追加、1事業を変更し、また債務負担行為を1件追加しております。

最後に、地方債の補正として9事業の限度額を変更しております。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(松浦崇志) 総務部長。

○総務部長(森 文彰) それでは、議案第9号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号)につきまして詳細を説明させていただきます。

まず、歳出から説明いたします。

人件費の補正につきましては、会計年度任用職員に係る報酬等の減額のほか市町村退職手当組合特別負担金の追加など、総額で1,893万2,000円の減額となっております。なお、科目ごとの説明は省略させていただきます。

28ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節10需用費79万5,000円の減額及び節12委託料117万5,000円の減額は、会議録の作成などに係る決算見込みによるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9交際費30万円の減額及び節11役務費70万円の減額は、決算見込みによるもので、節12委託料128万4,000円の減額は、勤怠管理システムを令和7年度より運用することから保守料を補正するものでございます。

目5財産管理費、節10需用費20万円の減額は、決算見込みによるもので、節17備品購入費130万円の減額は、公用車購入の契約残額でございます。

目7企画費、節7報償費3,550万円の減額、節11役務費37万円の減額及び節12委託料1,363万円の減額のうちふるさと応援寄付業務委託料は、ふるさと応援寄付金の決算見込みによるもので、総合計画(後期基本計画)策定業務委託料は、事業費の確定によるものでございます。

目8電子計算機費、節10需用費20万円の減額及び節12委託料4,117万6,000円の減額は、システム構築などの決算見込み等によるものでございます。

目9交通安全対策費、節10需用費30万円の減額、30ページの節13使用料及び賃借料158万4,000円の減額は、決算見込みによるもので、節14工事請負費87万4,000円の減額は、入札等によ

る契約残額等でございます。また、節24積立金2万1,000円の追加は、基金利子を積み立てるもので、他の科目における補正も同様でございます。

目12コミュニティー施設整備費、節14工事請負費697万7,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目13基金費のうちふるさと応援基金積立金は、寄附額の見込みに応じて9,960万5,000円を減額し、減債基金積立金5,016万7,000円の追加は、普通交付税の再算定により前倒しで措置された臨時財政対策債の償還金相当額を積み立てるものでございます。

目15定額減税調整給付金給付事業費563万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節11役務費のうちコンビニ交付取扱手数料66万6,000円の減額は、決算見込みによるもので、通信運搬費167万1,000円の追加及び節12委託料331万3,000円の追加は、国の補正予算で措置された戸籍法の一部改正に伴う振り仮名記載の通知書作成業務等に係るもので、この事業は次年度へ繰越しをした上で実施する予定でございます。また、節17備品購入費76万7,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

項4選挙費、目5衆議院議員選挙費230万1,000円の減額及び32ページの目6兵庫県知事選挙費185万6,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

項5統計調査費、目2指定統計調査費、節10需用費2万1,000円の追加は、県支出金の交付決定に伴うものでございます。

34ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料280万5,000円の減額、節19扶助費8,740万円の減額は、補正予算（第1号）で措置した住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の確定によるもので、節17備品購入費67万1,000円の減額は、虐待等管理システム導入に伴う新たなパソコン等が不要になったため補正するものでございます。また、節27繰出金及び目2老人福祉費、目4後期高齢者医療費におけます節27繰出金は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計における補正に伴うものでございます。なお、目2老人福祉費、節10需用費8万2,000円の減額及び節19扶助費387万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目5障害者福祉費、節18負担金、補助及び交付金126万2,000円の減額のうちグループホーム新規開設サポート事業補助金は、事業者が本年度中の開設を見送ったもので、グループホーム等利用者家賃助成金及び節19扶助費680万8,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目8保健福祉会館管理費、節10需用費311万7,000円の減額は、決算見込みによるもので、節12委託料1,196万7,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料355万円の減額、節13使用料及び賃借料24万円の減額、36ページの節18負担金、補助及び交付金20万円の減額は、事業費の確定や決算見込みによるものでございます。

目2保育所費、節14工事請負費170万円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目3保育所運営費、節19扶助費200万8,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目4母子家庭等医療費42万円の追加は、医療費の動向に応じた実績見込みによるものでございます。

目5児童措置費6,346万2,000円の減額は、児童手当等の決算見込みによるものでございます。

目6乳幼児等医療費125万円の追加は、目4母子家庭等医療費と同様に医療費の動向に応じて補正するものでございます。

目7子育て支援施設運営費、節14工事請負費1,000万円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目8障害児福祉費、節12委託料のうち58万円の追加は、療育訓練指導利用者の増加に伴うもので、39万円の減額は決算見込みによるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節27繰出金61万円の減額は、水道事業会計における広域漏水調査の減額に対する国庫補助金相当額を減額するものでございます。

38ページをお願いいたします。

目2予防費、節7報償費28万4,000円の減額は、決算見込みによるもので、節12委託料5,290万2,000円の減額は、コロナワクチンやインフルエンザ予防接種費用等の実績見込みによるものでございます。

目3母子衛生費、節12委託料64万円の減額、節18負担金、補助及び交付金195万3,000円の減額、節19扶助費137万4,000円の減額は、実績見込みによるもので、節22償還金、利子及び割引料408万5,000円の追加は、過年度事業費の精算による返還金でございます。

項2清掃費、目2塵芥処理費、節12委託料46万8,000円の減額は、上太田瓦礫処分場管理に係る入札等による契約残額でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節18負担金、補助及び交付金479万円の追加のうち多面的機能支払交付金202万1,000円の減額は、決算見込みによるもので、西脇・広坂地区ほ場整備事業負担金246万円の減額及び県営防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金927万1,000円の追加は、国の補正予算等に伴う県や関係者間との事業調整等に伴う補正でございます。

款7商工費、項1商工費、40ページの目1商工振興費、節18負担金、補助及び交付金150万円の減額は、経営継続支援緊急対策利子補給金に係る決算見込みによるものでございます。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金165万円の減額のうち狭あい道路整備等促進事業補助金は、決算見込みによるもので、兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金は、県との事業調整等に伴う町負担分の補正でございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料177万6,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目2道路維持費、節12委託料674万8,000円の減額及び節14工事請負費143万7,000円の減額につきましても、入札等による契約残額でございます。

目3生活道路整備事業費130万5,000円の減額は、用地鑑定の結果による道路用地購入費の契約残額でございます。

項3河川費、目1河川総務費、節18負担金、補助及び交付金95万6,000円の減額は、県の事業費の確定によるものでございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料105万円の減額は、入札等による契約残額であり、節18負担金、補助及び交付金674万8,000円の減額は、申請状況及び決算見込みによるものでございます。

目4公園事業費、42ページの節12委託料80万円の減額は、総合運動公園内の民間事業者誘致に当たりまして公民連携に係る手法を見直したことによるものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金623万5,000円の減額は、組合負担金の確定によるものでございます。

目2非常備消防費、節7報償費92万円の減額、節10需用費100万円の減額、節18負担金、補助及び交付金14万3,000円の減額は、決算見込みや事業費の確定によるものでございます。

目3 消防施設費、節12委託料15万7,000円の減額は、決算見込みによるもので、節17備品購入費506万1,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目4 災害対策費、節10需用費100万円の減額及び節12委託料16万9,000円の減額につきましても、入札等による契約残額でございます。

款10教育費、項1 教育総務費、目3 教育振興費、節10需用費92万6,000円、節12委託料7万4,000円、節17備品購入費33万6,000円、節18負担金、補助及び交付金11万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目4 教育支援センター費、節14工事請負費781万1,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

44ページをお願いいたします。

項2 小学校費、目1 学校管理費、節10需用費150万円の減額は、決算見込みによるもので、節12委託料478万5,000円の減額、節14工事請負費1,040万5,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

目2 教育振興費、節19扶助費270万6,000円の減額は、申請状況及び決算見込みによるものでございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節10需用費150万円の減額、節12委託料24万7,000円の減額、節14工事請負費2,470万円の減額は、項2 小学校費と同様に決算見込みや事業費の確定によるものでございます。

目2 教育振興費、節7 報償費127万円の減額、節19扶助費276万7,000円の減額につきましても、項2 小学校費と同様に決算見込み等によるものでございます。

項5 社会教育費、46ページの目2 公民館費、節10需用費、節12委託料及び目3 青少年教育費、節7 報償費の各費目の減額は、決算見込みによるものでございます。

目4 人権教育費、節10需用費58万1,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目5 文化財保護費、節12委託料20万1,000円の減額は、町内遺跡に係る作業内容の精査によるものでございます。

目7 会館管理費、節10需用費28万8,000円の減額、節12委託料337万5,000円の減額、節13使用料及び賃借料10万4,000円の減額は、決算見込みや入札等による契約残額でございます。また、節22償還金、利子及び割引料は、過年度使用料返還金の減額でございます。

目8 歴史資料館費、節12委託料86万3,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目10 地域交流館費、節10需用費20万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

項6 保健体育費、目3 総合公園管理費、節10需用費86万4,000円の減額は、決算見込みによるもので、節12委託料1,096万9,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目4 給食センター費、48ページの節10需用費194万円の減額及び節12委託料82万3,000円の減額は、決算見込みや入札等による契約残額でございます。

款12 公債費、項1 公債費、目2 利子は、一時借入金利子の減額でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

款1 町税は、景気の動向などを踏まえた決算見込みにより項1 町民税、目1 個人で5,000万円、目2 法人で1,000万円、項2 固定資産税で4,000万円、項3 軽自動車税、目1 環境性能割で600万円をそれぞれ追加し、目2 種別割は実績見込みにより200万円、項4 町たばこ税で400万円をそれぞれ減額しております。

款2 地方譲与税から18ページの款12 交通安全対策特別交付金の補正につきましても、決算見込

みや国の補正予算によります補正でございます。地方交付税は、再算定により5,184万7,000円の追加となっております。

款13分担金及び負担金及び款14使用料及び手数料は、決算見込みによる減額でございます。

20ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金は、主に児童手当や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など歳出予算の補正や交付決定のほか、過年度精算金の追加等でございます。また、款16件県支出金、項1県負担金から22ページの項3委託金の補正も同様でございます。

24ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、旧庁舎の土地貸付けによるもので、目2利子及び配当金は、各基金から生じる利子及び運用配当金の追加等でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金9,980万円の減額のうちふるさと応援寄附金1億円の減額は、ふるさと応援寄附金の決算見込みによるもので、企業版ふるさと応援寄附金20万円の追加は、魅力づくり事業に対する法人からの寄附金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億5,169万6,000円の減額は、歳入歳出予算の調製によるもので、目3ふるさと応援基金繰入金から目6新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金は、充当事業の歳出予算の補正等に伴うものでございます。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入は、26ページまでございますけれども決算見込みや派遣職員に係る人件費の補正に伴うものでございます。

款22町債は、歳出の各費目における事業費の補正や決算見込みに対応するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、事業の進捗状況等に対応して5事業を追加、1事業を変更しております。

第3表の債務負担行為補正は、令和7年10月から運用開始に向けて本年度末から事業者選定を進める必要があるため、期間を令和6年度から令和7年度、限度額を1,106万1,000円として追加するものでございます。

第4表地方債補正は、9事業の限度額を変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第10号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（松浦崇志） 日程第9、議案第10号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第10号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ278万円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億5,477万円とするものであります。

歳入予算につきましては、財産収入、繰入金、諸収入、国庫支出金の追加と国民健康保険税、

県支出金の減額であります。

歳出予算につきましては、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、保健事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第10号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費の補正により89万3,000円を減額、マイナ保険証の開始に伴う資格確認書の一斉発送が不要となったことによりまして役務費を150万円、委託料を30万円減額しております。マイナ保険証への対応に伴いますシステム改修費の確定によりまして、44万円を減額しております。

項2徴税费、目1賦課徴収費につきましては、決算見込みによりまして30万円を減額しております。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、受診者数の減によりまして、節12委託料におきまして特定健診委託料100万円、決算見込みによりまして国保ヘルスアップ事業業務委託料150万円を減額しております。

款5の基金積立金につきましては、決算見込みといたしまして利子分の38万7,000円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、決算見込みといたしまして普通交付金の県への返還金分276万6,000円を追加してございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、決算見込みにより1,179万9,000円を減額しております。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、節2の特別交付金におきまして交付決定により813万5,000円を減額しております。

款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、決算見込みにより財政調整基金預金利子といたしまして38万7,000円を追加しております。

款5の繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節1保険基盤安定繰入金におきまして交付決定により268万5,000円を追加、節2の未就学児均等割保険料繰入金におきまして、これにつきましても交付決定により8万4,000円を追加、節3の職員給与費等繰入金は歳出の総務費におきまして人件費を減額しました関係上、人件費分と同額の89万3,000円を減額しております。節4の産前産後保険税繰入金におきまして、交付決定により11万3,000円を減額しております。

続きまして、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、決算見込みによりまして901万4,000円を追加してございます。

次、12ページにわたりますけれども、款7諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1一般被保険者延滞金につきましては、決算見込みによりまして190万円を追加しております。

項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金につきましては、決算見込みによりまして230万円

を減額、目4雑入につきましては、決算見込みにより不当利得・不正利得等返還金といたしまして45万円を追加しております。

款8国庫支出金、項2国庫補助金、目1社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナ保険証の開始に伴いますシステム改修費の全額が補助金として交付されましたことから594万円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第11号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（松浦崇志） 日程第10、議案第11号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第11号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,264万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億8,424万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、国庫支出金、県支出金、財産収入の追加と支払基金交付金、繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、保険給付費、基金積立金の追加と地域支援事業費、公債費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第11号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細を説明申し上げます。

まず、歳出から説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、決算見込みによる給付費の補正で、目1居宅介護サービス給付費で1,535万4,000円の追加、目2地域密着型介護サービス給付費におきまして3,592万6,000円の減額、目3施設介護サービス給付費で1,847万3,000円の追加、目4居宅介護福祉用具購入費で17万2,000円の追加、目6居宅介護サービス計画給付費で74万8,000円の追加としております。

同様に決算見込みによりまして、項2介護予防サービス等諸費、目5介護予防サービス計画給付費で26万9,000円の追加、項3その他諸費で15万7,000円の追加、項4高額介護サービス等費で201万3,000円の追加としております。

16ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目2通所型サービス費につきましても、決算見込みによりまして201万6,000円の減額としております。

項4包括的支援事業・任意事業費につきましては、保険者努力支援交付金の交付確定に伴う財源更正でございます。

款4 基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございまして1,375万8,000円を追加しております。

款5 公債費につきましては、年度末までに借入予定が全くございませんので一時借入金利息の全額を減額してございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案いたしまして収入を見込み、特別徴収分で219万3,000円の減額、普通徴収分で507万8,000円の追加としてございます。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 調整交付金、目4 保険者機能強化推進交付金及び目5 保険者努力支援交付金につきましては、交付確定に伴う追加でございまして。その他の款4 国庫支出金につきましては、歳出で申し上げました保険給付費等の増減に伴う補正でございまして。

また、款5 支払基金交付金及び款6 県支出金につきましても、同様に歳出で申し上げました保険給付費等の増減に伴う歳入の補正でございまして。

款7 財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利息の決算見込みに合わせまして25万1,000円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、これにつきましては歳出で申し上げました保険給付費及び事務費等の増減に伴う補正で総額で47万円を減額してございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第12号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（松浦崇志） 日程第11、議案第12号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第12号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3,731万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,852万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第12号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1 総務費につきましては、被保険者証の廃止に伴いまして令和6年12月2日から被保険者証の代わりに使用します資格確認書、これを簡易書留郵便で被保険者全員に送付する準備をしておりましたけれども、令和6年12月2日以降に新規で資格を取得した者にのみ送付する扱いとなったことから通信運搬費を320万円減額してございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和6年度における保険料決算見込みによりまして後期高齢者医療広域連合保険料納付金を4,051万5,000円追加しております。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 後期高齢者医療保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案し決算見込みをした結果、特別徴収分で406万5,000円の追加、普通徴収分で3,651万2,000円の追加、滞納繰越分で6万2,000円を減額しております。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため320万円を減額してございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第13号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第12、議案第13号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第13号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ71万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,274万円とするものであります。

歳入予算につきましては、財産収入、繰越金の追加と使用料及び手数料、繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、墓園事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第13号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出について説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1 墓園事業費、項1 墓園事業費、目1 一般管理費につきましては、節10需用費におきまして印刷製本費の執行残に伴う4万6,000円の減額及び節12委託料の自治体情報システム標準化対応業務委託料の決算見込みによる27万5,000円の減額でございます。

目2 墓園管理費、節12委託料につきましては、植木維持管理委託料の入札残に伴う41万9,000円の減額を、節17備品購入費につきましては、決算見込みにより4万円を減額してございます。節24の積立金につきましては、前年度繰越金のうち墓園管理費分に係る繰越金と基金利子

の確定によりまして6万9,000円を追加しております。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 墓園使用料につきましては、当初見込みより新規利用者が少なかったことから墓園使用料を183万円減額しております。

款2 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金につきましては、管理基金の利子といたしまして4,000円を追加しております。

款3 繰入金、項1 繰入金、目2 基金繰入金につきましては、次の款4 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金におきまして令和5年度の同会計決算による繰越金によりまして171万4,000円を追加したことから基金繰入金を59万9,000円減額してございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第14号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（松浦崇志） 日程第13、議案第14号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第14号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入では事業収益を61万円減額し、総額を5億2,667万8,000円としております。また、収益的支出は事業費用を387万6,000円追加し、総額を5億4,553万6,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的収入では700万円を減額し、総額を2億2,680万円としております。また、資本的支出では3,181万5,000円を減額し、総額を3億3,141万円としております。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を8,907万8,000円に改めております。

第5条は、他会計からの補助金の補正であります。第2条の収益的収入の補正に伴い減額するものであります。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第14号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。

収益的収入の目補助金におきまして、広域漏水調査支援事業補助金を61万円減額してあります。収益的支出、営業費用につきましては、原浄水費で時間外勤務手当の減額、配水費で人工衛星による広域漏水調査負担金減額、総係費で退職手当組合負担金特別負担分の追加を行い、差引き136万8,000円を減額するものであります。営業外費用につきましては、令和6年度の決算見込みにより消費税を524万4,000円追加するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

資本的収入、工事負担金につきましては、工事費確定に伴い700万円を減額しております。資本的支出、建設改良費につきましては、川島橋水管橋の廃止に向けた検討により関係経費2,250万円を減額し、鵜地内配水管理設工事の工事費確定により411万5,000円を減額しております。

以上で議案第14号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第15号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（松浦崇志） 日程第14、議案第15号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第15号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的支出では下水道事業費用を280万4,000円追加し、総額を12億4,754万7,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的収入では3,400万円を減額し、総額を10億7,946万2,000円としております。また、資本的支出では3,390万1,000円を減額し、総額を15億1,662万7,000円としております。

第4条は、資本的収入の補正に伴い起債の限度額を改めるものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を3,558万9,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第15号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

それでは、5ページを御覧ください。

収益的支出の目総係費では、給料、法定福利費及び退職手当組合負担金の総額98万7,000円を追加してございます。資産減耗費474万3,000円の減額及びその他特別損失2,000万円の減額は、兵庫県による国道179号太子バイパス整備工事の進捗状況に応じた下水道管撤去工事の延期に伴うものでございます。消費税2,656万円の追加につきましては、本年度の建設改良事業費の進捗を踏まえ、納付額の増加を見込んだものでございます。

次に、資本的支出の目施設整備費4,000万円の減額は、揖保線下水道管布設工事費であります。米田・沖代地区の土地利用の進捗状況により、工事の詳細設計に時間を要していることによるものでございます。揖保川流域下水道建設負担金に609万9,000円の追加は、兵庫県が国の経済対策による事業採択を受けたことに伴うものでございます。

なお、資本的支出の補正に係る財源につきましては、資本的収入の目補助金及び企業債においてそれぞれ補正しております。

以上で議案第15号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ここで町長より令和7年度の施政方針の説明をお伺ひしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。

なお、説明中に正午をまたぐ場合は会議を続行いたします。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いいたします。

町長。

○町長（沖汐守彦） 本日、令和7年第2回太子町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算及び特別会計予算並びに企業会計予算をはじめとする諸議案を御審議いただくことに際しまして、町政運営に係る基本方針と新年度における施策の概要について説明をさせていただきます。

昨年を振り返りますと、元日早々に令和6年能登半島地震が発生し、甚大な被害が発生しております。さらに9月には、復旧さなかの被災地を奥能登豪雨が襲い、再び大きな被害をもたらしました。被災された方々が一日でも早く安心した暮らしを取り戻されることを願ってやみません。また、本年は阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えましたが、自然災害はいつどこで発生するか予測ができません。日頃から災害への備えとして地域や関係機関と密に連携し、平時の警戒を怠ることなく万全を尽くしてまいりたいと考えております。

さて、本町におきましては、令和4年に聖徳太子没後1400年を迎え、次の100年の礎を築くべく令和5年度、令和6年度の2か年をかけまして行財政改革に取り組んでまいりました。令和5年度には行政力の向上、子育て支援体制の構築、旧庁舎跡地の利活用などに取り組み、令和6年度には各種事業のスクラップ&ビルド、旧児童館の解体及び文化会館、保健福祉会館の改修に向けた実施設計など、公共施設の最適化に向けた取り組みを進めてまいりました。こうした取り組みを基礎として、令和7年度には公共施設のスリム化、未利用の町有地及び公共施設の効果的な利活用、自治体DXの推進、カーボンニュートラルの推進、防災・減災の取り組みの充実などを計画的に、着実に推進していきたいと考えております。そして、聖徳太子の教えである「和をもって貴しとなす」の精神を基盤に、このまちに住んでよかった、これからも住み続けたいと実感していただけるまちづくり、目の前の子供たちが大人になったときに感謝してもらえるまちづくりを目指して、住民、企業、各種団体等の皆様と協働しながら全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

それでは、令和7年度、本町が取り組む施策の概要につきまして第6次太子町総合計画の5つの基本政策に沿って申し述べます。

基本政策1「いきいきと輝くまち」、大施策1「地域活動の推進について」。

町内各地で様々な地域コミュニティ活動が行われております。しかしながら、指導者や関係者の高齢化、後継者不足などの課題が顕在化しつつあり、地域活動の維持、補完機能が求められております。そのため、新たに太子町地域活動応援事業を創設し、町内で子育て支援や健康増進、SDGsを推進する活動などに取り組んでいる地域団体を支援することにより団体の育成及び自立を促し、住民視点による事業の創出や地域コミュニティ活動の支援に取り組んでまいります。また、地域住民の交流の拠点となっている自治会公会堂の維持管理を支援するため、新たに自治

会公会堂修繕補助金、自治会備品等購入補助金を創設し、地域交流の促進や災害時の拠点としての機能維持及び能力向上を後押ししていきたいと考えております。

大施策2「地域産業の活性化について」。

農作物の生産性を向上するためには、圃場整備事業により農地の集積・集約化を図ることが重要であります。岩見構下地区におきましては、昨年度に引き続いて高生産性農業集積促進事業を実施するとともに作業効率、生産性の安定のため、大型機械の導入費用の一部を補助します。西脇・広坂ほ場整備事業につきましては、事業の完了に向けて工事が完了した農地の換地処分を実施します。石海中部地区ほ場整備事業につきましては、地区内の権利者の合意形成を図りながら県営事業の採択に向けた検討を進めるとともに、圃場整備に先立ち埋蔵文化財の分布・試掘調査を実施します。また、多様な農業人材から成る集落営農の活性化に向け、共同利用機械等の導入経費を助成する集落営農活性化プロジェクト促進事業を実施し、生産性向上と高収益化を実現し、持続可能な地域農業を支援します。さらに、次世代の農業の担い手となる若手農業者や認定新規就農者に対しては、国や県の補助を活用した経営支援に引き続いて取り組みます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内企業の事業維持を支援するため、経営継続支援緊急対策利子補給金により国による融資の返済利子支給が終了した事業所に対しては町による利子補給を実施します。

大施策3「地域資源の活用について」。

令和7年4月13日から大阪・関西万博が開催されます。兵庫県が推進するひょうごEXPO 41-HYOGO REGIONAL DAYあるいは万博関連イベント、ひょうご楽市楽座の会場内での特産品の販売や町のPR、ひょうごフィールドパビリオンでの町内登録団体等による地域の情報発信など観光を広域で捉え、他の自治体と連携協力して交流人口の増加に取り組みます。また、昨年寄贈いただきました新免武蔵守藤原玄信像をはじめ、受像記念オリジナルフレーム切手などの新たな資源を生かした町内観光PRを進めていきます。さらに、新規事業として太子町新商品開発事業を実施し、町内に事業所を有する中小企業に対してふるさと納税返礼品や特産品等を活用した新商品開発に対する支援を行い、まちの活性化につなげます。一方で、太子町ふるさと親善大使委嘱事業を創設し、太子町にゆかりがあり芸能やスポーツ分野など各界で活動する著名人に町の魅力を発信していただき、広く全国に太子町を知っていただくためのPR活動を展開してまいります。

基本政策2「学び成長するまち」、大施策1「子育て支援の充実について」であります。

全国的な少子化、核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。子供を産み育てたいと思える地域社会や全ての子供が健やかに育つ社会を目指して、産前・産後の母子に対する健康や育児の支援、相談体制の充実や施設的环境整備に取り組む必要があります。昨年に引き続いて、産前・産後サポート事業として妊娠中から産後1年未満の方を対象に産後デイサービスなどにより、助産師が育児相談を行いながら必要な支援を行ってまいります。また、出産後の心身の不調や育児不安などを解消し、安心して子育てができる環境を整えるため、医療機関などで専門的な支援を実施している産後ケア事業についても利用可能な医療機関を拡充し、よりきめ細かな支援体制を構築してまいります。さらに、心身または環境上の理由により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一時的に養育、保護を行う子育て短期支援事業について、令和7年度から児童自身による希望での利用や施設等への送迎が困難な場合の施設等職員による付添いを行ってまいります。加えて、斑鳩保育所においては厨房空調設備更新工事を行い、食材や調理した給食の品質保持に努めます。また、町内認定こども園においては、睡眠時の事故防止機器購入

補助を行う保育対策総合支援事業により安心して子供を預けられる環境を整備します。

大施策2「学校教育の充実について」。

子供たち一人一人に寄り添ったきめ細やかな教育や子供たちが主体的、意欲的に学習に取り組むことができる教育環境の整備が求められています。「話」と「和」でつながる言語能力育成事業として、国語科指導事業、外国語科指導事業、学校図書館事業を中心に取り組んでいきます。大阪・関西万博は、次代を担う子供たちにとって貴重な体験の場となります。本町では、兵庫県の万博子ども招待プロジェクトを活用し、万博に参加するための交通費を支援します。全国的に増加傾向にある不登校の対策として、小学校の校内にある教育支援センターを拡充し、支援の充実を図ります。また、令和2年度に導入した児童生徒1人1台の学習用端末の更新に当たっては、教育現場の意見や活用状況を考慮しながら児童生徒の個別最適な学びや協働的な学びをより充実していきます。さらに、校務支援システムをクラウド環境として構築し、災害時の業務継続性や安定した教育環境を実現するとともに、業務効率化による負担軽減により教職員の児童生徒へ向き合う時間を創出します。小・中学校の給食費においては、物価高騰による給食費改定の増額分を公費負担とし、学校給食費に係る保護者の負担を軽減します。各幼稚園の遊戯室への冷風機導入、太子西中学校北校舎及び石海小学校屋外運動場のトイレ改修により、快適で衛生的な教育環境を計画的に整備していきます。一方で、休園となっている龍田幼稚園舎の利活用、児童数が減少している龍田小学校の今後の方針などの懸案事項につきましても着実に取り組みを進めてまいります。

大施策3「社会教育の充実について」。

学びやスポーツを通じてコミュニケーションを増やし、心身ともに健康的に暮らしていただくため、公共施設の利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。文化会館や地域交流館、町民体育館などの施設予約において公共施設予約管理システムを更新し、申込みから支払いまでをワンストップ化することで利用者の利便性の向上を図ります。また、西播磨地域の子供たちのスポーツ振興の拠点となっている太子町総合公園陸上競技場については、今後も県大会、全国大会へとつながる競技の場として維持していくため、クラウドファンディングを活用しながら日本陸上競技連盟の公認を更新するための工事を実施します。文化会館・歴史資料館につきましては、文化芸術活動の拠点として活動していけるよう今後の在り方を検討していくとともに、実施設計に基づいた大規模改修工事を実施してまいります。令和7年度、令和8年度の工事期間においても文化芸術活動を継続するため、町民芸術祭や公募美術展などを代替施設において開催します。誰もが読書活動を通じて豊かで充実した生活を享受できるよう、図書館が遠い地域の方のために移動図書館を実施しています。巡回場所の変更などの工夫を重ねながら、より多くの方が利用できるよう取り組んでいきます。石海中部地区の圃場整備事業や沖代・米田地区の土地利活用事業により、土地の状況が大きく変更されます。そのため、現在の土地利用形態や水利慣行などを調査する石海地区荘園調査事業を実施します。調査の記録や情報発信により、中世以来この地に育まれてきた歴史や文化を後世に継承するとともに歴史豊かなまちとしての魅力向上につなげていきたいと考えております。

基本政策3「未来を守るまち」、大施策1「防災力の強化について」。

近年、全国的に豪雨や地震などの激甚災害が増加しております。昨年においては日向灘を震源とする地震発生に伴い、気象庁より本町域にも南海トラフ地震臨時情報が発表されました。いつ南海トラフ地震などの大規模災害が発生してもおかしくないことを再認識し、職員の危機意識の共有に努めます。計画的に備蓄倉庫を整備するため、石海小学校防災倉庫の整備工事を実施するとともに、地域防災計画に基づき備蓄品を点検、拡充し、災害時の迅速な避難所立ち上げや運営

に備えます。また、地震等の自然災害に備えるべく持続可能な上下水道システムの構築に向け、人工衛星による漏水調査結果を踏まえた現地調査を行うとともに主要な管路等の耐震化を推進していきます。豪雨時に発生する浸水対策としては、大津茂川右岸第一排水区の雨水幹線整備を進めるとともに、内水氾濫による浸水想定箇所を把握するためのハザードマップを作成し、円滑な避難行動や平常時からの防災意識の向上に努めます。豪雨や地震等による崖崩れ対策として兵庫県と連携して実施している丹生山での急傾斜地崩壊対策事業については、令和7年度の事業完了を目指し着実に推進していきます。災害現場で消火活動を行う消防ポンプ自動車については、老朽化に伴う更新に当たり、より多くの消防団員が運転できるものとするため、総重量3.5トン未満の普通免許対応車両を導入していきます。

大施策2「防犯・交通安全対策の充実について」。

たつの警察署、交通安全を進める会、防犯推進委員会などの関係機関と連携し、防犯パトロール、交通安全教室、消費者相談などの取り組みを通じて防犯意識、交通安全意識、消費者意識の醸成に取り組んでまいります。特殊詐欺や若者のインターネットトラブルが年々増加しております。消費者講演会や出前講座などによる正しい知識の普及により、トラブルの未然防止を図ってまいります。消費生活相談員による対応日数を拡充した消費生活センターについて、令和8年度から開始される消費生活相談のデジタル化に向け、端末や回線の整備を行います。さらに、地域犯罪の発生を抑止するとともに町民の不安感の解消を図るため、自治会等の地域団体が設置する防犯カメラや防犯灯については引き続き助成事業を実施します。

大施策3「環境保全活動の推進について」。

環境に負荷をかけない持続可能な社会を構築していくため、大量生産や大量消費、大量廃棄の社会活動の在り方を見直し、循環型の社会づくりに取り組んでいくことが必要とされております。再生可能なエネルギーの利用を推進するとともに省エネルギー化を図るなど、低炭素型社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。公用車の更新に当たり、プラグインハイブリッド車や電気自動車への買い替えにより二酸化炭素の排出を削減します。また、公共施設の改修に併せ、LED照明やソーラーパネルの導入により省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を計画的に推進していきます。さらに、企業と連携しながら環境配慮への意識を醸成する取り組みを検討し、低炭素型ライフスタイルの定着を目指してまいります。

基本政策4「元気で笑顔のまち」、大施策1「健康づくり・医療の充実について」。

日本人の死亡原因となる疾病の第1位はがんであり、4人に1人ががんで亡くなる時代と言われています。太子町においても、令和5年度のがんによる死亡率は全体の30.7%となっております。がん対策には早期発見、早期治療が重要であり、そのために国が定めたがん検診の受診率60%以上を目標にがん検診を推進していきます。令和7年度より新たに大腸がん検診クーポン事業、30歳以上の女性を対象としたHPV検査単独法による子宮頸がん検診事業を実施し、さらにはがん対策を充実してまいります。また、新規事業として骨髄または末梢血幹細胞の提供者に対し助成金を交付する骨髄等移植ドナー助成事業を実施し、骨髄等の移植及び骨髄等の提供希望者の登録を推進してまいります。加えて、救急車の利用や医療機関の受診の適正化につなげるため、専用ダイヤルにおいて救急相談や適切な医療機関への案内を行うことができる救急安心センター事業を兵庫県との連携により実施し、軽症者への救急車の救急出動や救急医療機関の逼迫回避を図ります。

大施策2「高齢者・障害者福祉の充実について」。

急速な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする人や認知症状を有する人が増加しております。認知症を発症する前段階である軽度認知障害を放置すると、5年後には4割の方が認知症へ進行

するとされており、早期からの対策が必要とされています。そのため、新規事業として軽度認知障害早期支援事業を実施し、各種イベントの中で楽しく自分の状態が把握できるクラウドサービスを活用し、多くの方の認知症予防につなげてまいります。健康寿命の延伸を図るため、出前講座や介護予防講座により認知症予防、フレイル予防施策を引き続き推進し、高齢者自らが取り組む習慣づくりを支援してまいります。高齢者の難聴は日常生活や認知機能に影響を与えるため、介護予防の一環として新たに高齢者補聴器購入助成事業を実施します。また、多年にわたり社会に貢献いただいている方々を敬愛し長寿を祝う取り組みとして、町内の商工会加入商店等や指定のタクシー会社で使用できる共通商品券を配布する敬老お祝いチケット配付事業を新たに実施します。さらに、現在実施しているやすらぎタクシー運賃助成事業の対象者を見直し、新たに高齢者タクシー運賃助成事業を実施し、高齢者の経済的負担を軽減します。また、運転に不安のある高齢者の免許返納につながるよう、運転免許証を返納された75歳以上の方にも1回限りで助成券を交付します。聴覚障害がある方とのコミュニケーションの円滑化を図るため、意思疎通支援者や手話奉仕員養成研修の拡充に加え、新たにけいわん検診や遠隔手話通訳サービスを導入します。さらに、心身に障害及びその疑いのある子供に対して個々の状態に応じた必要な相談や助言、訓練を行う地域療育支援事業（個別療育事業）を継続して実施し、自立と地域社会への参加を促進します。

大施策3「地域福祉の充実について」。

家族関係の複雑化や地域コミュニティの希薄化、孤立、孤独により既存の介護、障害、子育て、生活困窮の4つの分野別の支援体制では、複数の課題を抱える個人や世帯への対応が困難となる場合が多くなっております。複数の生活上の課題を抱える個人や世帯に対して、相談支援包括化推進員と各分野のエリアマネジャーを中心とした関係機関との協働による課題解決に向けた話し合い、社会参加への支援を行いながら複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を行います。また、生活困窮者支援等のための地域づくり事業においては、生活課題の把握や居場所づくりなどを通じて多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。性的マイノリティや高齢者、障害のある人など、あらゆる人権問題について民主化推進協議会を中心に学校、家庭、地域が一体となって取り組むとともに、住民学習会及び啓発活動により人権意識の高揚や人権感覚を育み、住民相互が尊重し、心豊かに暮らしていける社会の実現に向けた取り組みを続けてまいります。また、インターネットが発展し普及する中で、人権侵害に当たる誹謗中傷などの問題が深刻なものとなっています。インターネットの特性と正しい理解について情報提供するとともに、引き続きインターネットモニタリングを実施し、差別的な情報、書き込みに対する監視を行ってまいります。

基本政策5「快適で持続するまち」、大施策1「都市機能の整備促進について」。

安定的な雇用の確保や持続可能な経済成長につなげるため、地域の特性や環境に合った戦略的な企業誘致を推進していく必要があります。沖代・米田地区の都市計画道路揖保線の延伸に伴い、企業誘致を軸とした沿線の土地利用を促進し、産業拠点の形成や商業施設の立地による地域の利便性の向上を目指してまいります。令和7年度においては民間開発事業化検討パートナーと地権者組織との協議を支援し、今後の地区計画の検討を進めてまいります。老朽化が著しい長金陸橋については、町が管理する橋梁の集約、維持管理費用の縮減や安全性の確保を目的として撤去事業を進めていきます。兵庫県が施工する糸井高田橋の供用開始後の工実施に向けて撤去工事、橋梁跡地整備実施設計を行います。本町の玄関口となっているJR網干駅付近のさらなる利便性向上のため、都市計画道路龍野線の立体交差事業に対応した都市計画道路網干線などの道路ネットワークを構築します。また、太子苑地区の地図混乱解消に向けて、法務局と協力しながら

地図の整備に向けた取り組みを進めてまいります。

大施策2「行政基盤の確立について」。

デジタル技術を活用した業務の自動化、最適化により効率的な行政運営を行うスマート自治体の実現を目指すとともに、誰もが便利で快適に暮らせるよう住民サービスの向上に取り組みます。高度なセキュリティを確立した新たなネットワークを構築することにより、業務の効率化を図ります。一方、情報セキュリティに対する職員の意識や高度な知識が求められるため、個人情報における安全管理要綱を策定するとともに、デジタル人材を育成する各種研修を行ってまいります。また、デジタル技術を活用した住民サービスの一環として、利用ニーズの高い用途地域図やハザードマップなどの地図情報を備えた公開型地図情報システムを構築するほか、自宅からの申請により証明書が郵送される行かない窓口を実現します。さらに、書かない窓口の第一歩として申請書自動作成端末を導入します。各種手続において、マイナンバーカードや運転免許証等を読み取ることで名前や住所などを自動取得することにより来庁者の負担を軽減します。一方で、将来的に厳しい財政状況が見込まれる中、町税の公正、公平な徴収の観点から滞納者への催告などを強化し徴収率の向上を図ります。また、公共施設の老朽化への効果的な対応や町が保有する財産の有効活用が必要となっています。遊休地となっている町有地については売却による歳入確保を図ることとし、準備行為として測量や土地鑑定評価を実施します。老朽化した保健福祉会館については、公共施設のスリム化、維持管理コストの縮減を目的として石海公民館を集約した複合施設として大規模改修を実施します。物価高騰が継続する中、公共施設の維持管理コストが増大していくため、持続可能な町政運営に向けて適正な収入を確保する観点から、受益者負担に基づく適正な利用料の見直しを実施してまいります。

以上が令和7年度のまちづくりに取り組む私の所信と施策の概要となります。今期定例会に提案しております案件につきまして、慎重なる御審議の上、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 町長の施政方針の説明は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後0時04分）

（再開 午後1時05分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第15 議案第16号 太子町総合計画後期基本計画について

○議長（松浦崇志） 日程第15、議案第16号太子町総合計画後期基本計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第16号太子町総合計画後期基本計画について説明を申し上げます。

本案件は、町の長期的な指針であり、まちづくりの未来図となる第6次太子町総合計画において令和7年3月をもって前期基本計画の計画期間が満了することから、令和7年度から令和11年度を計画とする第6次太子町総合計画後期基本計画を策定し、太子町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

目指すべき将来像を明らかにするとともに、その実現のためのまちづくりの基本目標と基本政策を定めた基本構想、そしてその基本構想に基づく中・長期的な施策の展開方法を体系的に示した基本計画から構成しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第16号太子町総合計画後期基本計画について詳細説明をさせていただきます。

まず、基本構想についてでございます。

基本構想につきましては、第1章から第9章で構成しております。

基本構想は、町の目指すべき将来像を明らかにするとともに、その実現のためのまちづくりの基本目標と基本政策を定めておりました。第2章で基本目標が「和のまち太子」、第4章で基本目標を実現するための政策として5つのプラン、「いきいきと輝くまち」、「学び成長するまち」、「未来を守るまち」、「元気で笑顔のまち」、「快適で持続するまち」を掲げております。このたび後期基本計画では、第1章の総合計画の位置づけ、策定の趣旨や第3章の策定の背景と社会潮流など、最小限の変更をしております。また、基本構想の軸となるまちづくりの基本目標「和のまち太子」、また5つのプランについては変更しておりません。

次に、基本計画について説明をさせていただきます。

基本計画は社会情勢等の変化に対応できるようにするため、前期5か年と後期5か年としております。前期基本計画につきましては令和7年3月で期間が満了するため、次の5年に向けてこのたび計画を策定いたしました。基本計画につきましては、施策ごとに現状と課題、基本的な方針、5年後のまちの姿、目標実現のための施策、施策に関する指標で構成しております。このたびの後期基本計画の策定に当たりましては、10年を計画期間とした基本構想の下、一貫性を持って継続的に基本構想の目標実現に取り組む観点から、前期基本計画を基本としながら町の現状に即した内容に時点修正をしております。また、施策ごとの重要業績評価指標、いわゆるKPIでございますが、これにつきましては前期基本計画で設定しております目標数値について、指標ごとの進捗状況を整理した上で次の5年に向けて新たな数値目標を設定しております。なお、指標の中には数値が取れなくなったもの、また現状に適さなくなったものがございますので一部の指標について内容を変更しております。

この後期基本計画の策定の体制につきましては、係長級職員を中心としました総合計画策定委員会を組織し、いわゆる中堅職員が中心となって素案を作成いたしました。そして、幹部職員で組織いたします総合計画策定本部において素案の総合調整を図るなど、全庁的な体制で策定を進めてまいりました。策定に当たりましては、令和5年7月の住民アンケート、令和6年8月から9月にかけての子育て世代を対象としたワークショップ、二十歳の若者との座談会の開催など、住民ニーズの把握に努めてきたところでございます。また、令和7年1月15日には太子町まちづくり審議会におきまして諮問させていただいた計画面案に対して、計画の内容及び方向性は妥当であると答申をいただきました。それを受け、本日太子町総合計画後期基本計画を提案させていただいたところであります。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第17号 農村交流センターの指定管理者の指定について

○議長（松浦崇志） 日程第16、議案第17号農村交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第17号農村交流センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

農村交流センターの管理につきましては、太子町農村交流センター条例第4条の規定において指定管理者に行わせることになっており、現在原自治会を指定管理者に指定し運営を行っております。このたび令和7年3月31日をもって指定期間の満了を迎えるに当たり、当該施設につきましては原自治会により適切な維持及び管理がなされており、またコミュニティー活動の拠点として利用されていることから原自治会を指定管理者とすることが妥当であると判断し、引き続き指定管理者に指定するものでございます。

なお、原自治会の自治会館として利用されている現状を鑑み、将来的な地元自治会への譲渡に向けて国、県、地元との協議、調整を令和7年度に行うこととしているため、指定期間を1年間としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第18号 町道路線の認定について

○議長（松浦崇志） 日程第17、議案第18号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第18号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条の帰属による道路3路線を認定するものであります。起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙に添付してあります。また、箇所につきましては参考資料に路線地図を添付してあります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第18、議案第19号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第19号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、拘禁刑が創設されたことによる文言の整理を行うものであります。

改正内容は、第1条で太子町表彰条例、第2条で太子町個人情報の保護に関する法律施行条例、第3条で一般職の職員の給与に関する条例、第4条で太子町消防団条例、第5条で太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例につき、「禁錮及び懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。施行日は刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和7年6月1日と

しております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第20号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第19、議案第20号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第20号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条ずれの改正を行うものであります。

改正内容は、第1条で太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、第2条で太子町税条例について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律から引用する条を改めるものであります。施行日は令和7年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第21号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第20、議案第21号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第21号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、育児のための所定外労働、時間外勤務の制限の対象を拡大することについて改正するものであります。

主な改正内容は、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定を「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」へ拡大するよう改正するものであります。施行日は令和7年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第21、議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものであります。

主な改正内容は、3級以上の職務の級における給料表の見直しを行うものであります。また、地域手当の見直し、配偶者に係る扶養手当の廃止、子に係る扶養手当の拡充等、諸手当についても改正をしております。第1条で一般職の職員について、第2条で会計年度任用職員について、第3条で上下水道事業職員について改正しており、第4条は職員の育児休業等に関する条例における条ずれを整理するものであります。この条例の施行日は令和7年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、第1条一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。給料表の改正について、条例第3条に係る別表第1において、3級以上の職務の級の初号の額の引上げ等を実施しております。

次に、地域における民間給与水準の反映の観点から、地域手当の支給について、第11条の2に規定を新設し、その他関係条文を整備しております。支給単位の見直しにより兵庫県の支給割合が4%に指定されたことから、令和7年4月から給料、扶養手当及び管理職手当の月額に支給割合を乗じて得た額を地域手当として支給するものであります。なお、令和7年度の支給割合につきましては附則で規定しておりますが、国の示す基準に基づき2%としております。

次に、扶養手当の見直しに伴い配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げるため、第10条の規定を整備しております。附則で規定しておりますが、配偶者に係る手当は令和7年度は3,000円、令和8年度は0円になり、子に係る手当は令和7年度は1万1,500円、令和8年度が1万3,000円となります。

次に、通勤手当の支給限度額が現行の「5万5,000円」から「15万円」に引き上げられることに伴い、第14条の4の規定を整備しております。

次に、適切な処遇を確保する観点から管理職員特別勤務手当の支給対象を拡大するため、第21条の2の規定を整備しております。支給対象となる時間帯について、現行は「午前0時から午前5時」としているところを「午後10時から午前5時」とするものであります。

次に、再任用職員へ住居手当が支給されることに伴い第22条の2の規定を整備しております。

続いて、第2条太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。主な改正内容としまして、一般職の職員の給与に関する条例と同様に地域手当を支給するため、第6条の2の規定を新設し、その他関係条文を整備するものであります。また、一

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う引用条文の条ずれを整理しております。

続いて、第3条太子町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。主な改正内容としましては、一般職の職員の給与に関する条例と同様に地域手当を支給するため、第5条の2の規定を新設し、その他関係条文を整備するものであります。また、一般職の職員の給与に関する条例と同様に再任用職員へ住居手当が支給されることに伴い、第17条の規定を整備しております。

続いて、第4条職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。改正内容としましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う引用条文の条ずれを整備するものであります。

続いて、第5条職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することです。改正内容としましては、人事院勧告を受けて改正されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律において、地方公務員法の一部が改正されたことから引用条文の条ずれを整理するものであります。

続いて、附則について説明をいたします。

まず、条例の施行期日について、附則第1条において令和7年4月1日から施行することを規定しております。

次に、附則第2条において新たな給料表に移行するための号給の切替について規定し、併せて附則別表に号給の切替表を規定しております。

次に、附則第3条において令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置を規定しております。これにより、令和7年度の配偶者に係る扶養手当は3,000円、子に係る扶養手当は1万1,500円となります。

次に、附則第4条において令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置を規定しております。これにより、令和7年度の地域手当の支給割合は2%となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第23号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第22、議案第23号太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第23号太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、国家公務員等の旅費制度が改正されたことを受け、日当について、現行は昼食代を含む諸雑費及び目的地内の交通費を賄う旅費とされていたところを、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てる旅費と定められたため、当町もこれを考慮し、所定の改正を行うものであります。

主な改正内容は、旅費のうち日当については、現在は「日帰り旅行」も支給の対象としておりますが、改正後は「宿泊を伴う旅行に限る」ものに改めるものであります。また、本条例を改正することで議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項及び第5条及び太子町報酬及び費用弁償に関する条例第4条により、議会議員及び非常勤の特別職に対する旅費の支給についても準用されることとなります。施行日は令和7年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第24号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第23、議案第24号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第24号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、第16条第1項第2号において、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」を「栄養士または栄養管理士による必要な配慮」に改正するものであります。施行日は令和7年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第25号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第24、議案第25号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第25号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業を安定的、継続的に実施するため、事業に従事する放課後児童支援員のみなし支援員の経過措置期間を延長するものであります。放課後児童支援員は放課後児童支援員認定資格研修を修了することが必要であります。当該研修を修了することを予定している者についても支援員としてみなすことができる期間を延長するよう改めたいと考えており、学童保育園の利用者が多く支援員確保が困難である本町の実情を踏まえ、改正をするものであります。

改正の内容は、附則第2条において「令和7年3月31日まで」としている経過措置期間を「当分の間」とし、事業に従事することになった日から2年を経過する日までに研修を修了することとしております。施行日は令和7年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第26号 太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第25、議案第26号太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第26号太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行規則の一部を改正する条例が一部改正されたことを受けまして、関係する本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえまして柔軟な職員配置を可能とするため、基準に従い設定しておりますセンターの職員等に関する基準を改正しまして、併せて根拠法令を明確にするよう所要の改正を行うものであります。施行日は公布の日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第27号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第26、議案第27号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第27号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正理由は、主に3点であります。1点目は、令和9年度に兵庫県下統一の保険料率に移行されることに伴いまして、本町の保険料率を令和9年度までに兵庫県の標準保険料率まで引き上げるため、保険料率の改定を実施するものであります。2点目は、閣議決定されました税制改正大綱に基づきまして、国民健康保険税の課税額に係る限度額を引き上げるものであります。3点目は、同様に閣議決定されました税制改正大綱に基づき、軽減判定基準を引き上げるものであります。施行日につきましては令和7年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第27号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

保険料率であります。医療分の所得割額の率を「7.25%」から「7.36%」へ、均等割額を「2万9,600円」から「3万900円」へ、平等割額を「2万400円」から「2万800円」へ、後期高齢者支援金等分の所得割額の率を「2.70%」から「2.85%」へ、均等割額を「1万800円」から

「1万1,800円」へ、平等割額を「7,600円」から「8,000円」へ、介護給付金分の所得割額の率を「2.95%」から「2.89%」へ、均等割額を「1万2,700円」から「1万3,300円」へ、平等割額を「6,500円」から「6,700円」へそれぞれ改定し、軽減額等の関連する額も併せて改定するものであります。

次に、課税額に係る限度額であります。基礎課税額を「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額を「24万円」から「26万円」に引き上げるものであります。

次に、軽減判定基準であります。応益割の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯は同様に「54万5,000円」から「56万円」に引き上げるものであります。施行期日につきましては令和7年4月1日としております。ただし、国民健康保険税の課税限度額の引上げの部分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行の日としております。いずれも令和7年度分の国民健康保険税から適用されることとなります。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第27 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（松浦崇志） 日程第27、議案第28号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第28号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

消防団員等の公務災害に係る補償基礎額は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令に従いまして各市町が条例で定めることとされています。今般、上記政令の基準額が一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴いまして改められたことから、本町条例の補償基礎額も基準のとおり改正するものであります。施行日は令和7年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第28 議案第29号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第28、議案第29号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第29号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

非常勤消防団員に対する退職報償金については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の定める基準に従いまして各市町村が条例で定めることとされております。今般、上記政令が消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員退職報償金の区分に新

たに35年以上の区分が追加されましたため、本町条例も同様に改正するものであります。施行日は令和7年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第29 議案第30号 令和7年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第29、議案第30号令和7年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 令和7年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

総額は163億6,362万円、対前年度比で29億4,383万4,000円、21.9%の増であります。

歳入予算の主な増減は、町税において町民税が令和6年度に実施されました定額減税の制度終了等によりまして1億9,206万円の増、固定資産税は1億904万1,000円の増など、総額では対前年度比2億9,987万9,000円、7.6%の増となっております。地方特例交付金は対前年度比2億2,800万円、87%の減、国庫支出金は対前年度比5億9,956万6,000円、30.7%の増、町債は対前年度比16億2,860万円で263.2%の増となっております。

歳出につきましては、増減について簡単に説明させていただきます。

総務費は自治体情報システム標準化関連経費等の増によりまして対前年度比9,208万7,000円、4.7%の増、民生費は子育て関連経費や保健福祉会館大規模改修工事費等の増によりまして対前年度比10億7,532万8,000円、21.1%の増、衛生費は各種予防接種費用等の増によりまして対前年度比7,392万8,000円、8.7%の増、土木費は道路橋梁関連工事費の減によりまして対前年度比1億4,442万3,000円、9%の減、教育費は学習用タブレットの更新や文化会館、歴史資料館大規模改修工事等の増によりまして対前年度比19億968万2,000円、114.6%の増となっております。その他債務負担行為につきましては3事業を、地方債につきましては8事業を設定しまして、一時借入金の限度額は10億円、歳出予算の流用は前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第30号令和7年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

44ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費は、前年度比205万3,000円の増であります。主に令和6年1月より使用しております文書共有システムのデータ保存容量追加に伴う使用料の増であります。

46ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、節2 給料が前年度比536万2,000円の増、節3 職員手当等は625万7,000円の増であります。主に昨年8月の人事院勧告による給与改定に伴う基本給の増及び期末勤勉手当支給率の改定による増、地域手当の支給等による増であります。また、節4 共済費は前年度比1,775万9,000円の増となっておりますが、職員の給料や手当額の増に

伴う増であります。

48ページをお願いいたします。

目2文書広報費、節12委託料のうち個人情報安全管理要綱等策定支援業務委託料につきまして、個人情報に係る事務が適正に実施されるよう要綱の制定や情報セキュリティポリシーの改定により、これらを網羅した一体的な仕組みづくりを行うための費用を計上しております。節13使用料及び賃借料のうちA Iチャットボット住民窓口システム使用料は、行政手続や生活情報などに対する質問に対し24時間、365日対応するA Iチャットボット住民窓口システムの使用料であります。

50ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節12委託料のうち旧斑鳩保育所跡地土地鑑定評価委託料及び旧県営住宅貸地測量等業務委託料は、遊休地となっております町有地の売却に向けて測量や土地鑑定を行うものであります。また、体育館南事務所解体工事等実施設計業務委託料は、老朽化した町民体育館南側のプレハブ事務所の解体に向けて設計費用を計上しております。

54ページをお願いいたします。

目8電子計算機費、節12委託料のうち業務システム構築委託料は、令和7年度末までにガバメントクラウドへ住民情報システムを移行するため、システムの構築及び移行費用のほか公開型GIS構築費用等を計上し、56ページの節17備品購入費についてはガバメントクラウドへの移行に必要なサーバー機器類や書かない窓口を実現するための機器購入経費を計上しております。

目9交通安全対策費、節14工事請負費のうち道路照明柱建替工事費は、点検結果に基づき老朽化した道路照明柱5本を建て替えるもので、道路反射鏡支柱更新工事費につきましては、経年劣化により腐食、さび等が発生しております道路反射鏡の支柱を交通安全対策基金を活用して更新するものであります。

目10防犯対策費、58ページの節18負担金、補助及び交付金のうち防犯灯設置整備費補助金及び防犯カメラ設置整備費補助金は、地域犯罪の発生を抑止するとともに町民の不安感の解消を図るため、自治会が設置する防犯灯及び防犯カメラの整備経費を助成するものであります。

目11自治振興費、節7報償費のうちふるさと親善大使記念品及び節10需用費のうち印刷製本費につきましては、太子町の魅力発信に御協力いただける町ゆかりの著名人にふるさと親善大使を委嘱し、委嘱状及び町PR名刺を交付するものであります。節18負担金、補助及び交付金のうち太子町地域活動応援補助金は、地域視点による事業の創出や町の活性化を推進するため、子育て支援や健康増進、SDGsを推進する活動などに取り組んでいる地域団体を支援するものであります。

目12コミュニティー施設整備費、節18負担金、補助及び交付金のうち自治会公会堂修繕補助金及び自治会備品等購入補助金は、地域コミュニティーづくりの推進及び地域防災力の向上のため、地域住民の交流の場であり自主防災組織の活動拠点となる自治会公会堂の維持管理に補助を行うものであります。

60ページをお願いいたします。

項2徴税费、目2賦課徴収費、節12委託料のうち確定申告システム構築委託料は、令和8年度の税務基幹システムの標準化に伴い、税務基幹システムと連携しております確定申告システムの標準化対応版構築のための更新経費であります。

62ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料のうち戸籍情報システム等標準化対応作業委託料は、令和7年度末までに地方公共団体システムをガバメントクラウド上に構

築する標準準拠システムへ移行する経費であります。また、マイナンバーカード予約等システム導入委託料及び64ページの節13使用料及び賃借料のうちマイナンバーカード予約等システム利用料は、マイナンバーカードの申請や更新手続等のオンラインでの来庁予約等を新たに開始するための経費であります。

項4選挙費、目2参議院議員選挙費につきましては、令和7年度改選の参議院議員通常選挙の執行経費を計上しております。

66ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、前年度と比較しまして1,518万8,000円の増となっておりますが、主に国勢調査が実施されることによるものであります。

68ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料のうち生活困窮者支援等のための地域づくり事業委託料につきましては、課題を抱える方の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化、複雑化させないための予防的対応等について地域資源を活用した連携の仕組みづくりを行うものであります。また、節17備品購入費につきましては、重層的支援体制整備事業への移行準備事業として分野を超えて相談を記録するシステムの導入経費を計上しております。

70ページをお願いいたします。

節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、前年度比292万1,000円減の2億5,884万2,000円としております。

目2老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金のうち高齢者補聴器購入費助成事業補助金につきましては、中等度の難聴でお困りの高齢者を対象に医師から補聴器の使用の必要性を認められた方に対して2万円を上限に補聴器購入費用を助成するものであります。また、敬老お祝いチケット交付金につきましては、町に長年貢献いただいている方々をお祝いするとともに町内小売業等の産業活性化を図ることを目的として、町にお住まいの75歳以上の高齢者全員へ町内で使用できる敬老お祝いチケット3,000円分を配布するものであります。節19扶助費のうち高齢者タクシー運賃助成費につきましては、従来のやすらぎタクシー運賃助成事業に替えて基準年齢の変更及び所得制限を設けた上で世帯補助から個人補助へと対象を変更するとともに、1回のみ助成とはなりますが自主的に自動車運転免許証を返納された75歳以上の高齢者へタクシー券を追加で配布するものであります。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費等の増により前年度比で2,837万3,000円増の4億4,036万6,000円としております。

72ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節18負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療費負担金につきましては、前年度比2,395万7,000円増の4億2,867万5,000円を計上しております。

目5障害者福祉費、節18負担金、補助及び交付金のうち遠隔手話通訳サービス利用負担金は、兵庫県の制度を活用し聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の1つとして導入するものであり、意思疎通支援者検診補助金につきましては、同支援者の職業病である頸肩腕障害の予防と早期発見のための検診費用を補助するものであります。

76ページをお願いいたします。

目8保健福祉会館管理費、節12委託料のうち保健福祉会館大規模改修工事監理委託料及び節14工事請負費並びに節17備品購入費につきましては、保健福祉会館の大規模改修工事に係るものであります。

80ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費、節14工事請負費につきましては、斑鳩保育所の厨房空調設備を更新するものであります。

目3保育所運営費、節18負担金、補助及び交付金のうち保育対策総合支援事業補助金は、町内認定こども園6園において睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等に対して補助するため、前年度比345万円増の705万円としております。

84ページをお願いいたします。

目8障害児福祉費、節12委託料のうち療育訓練指導員委託料につきましては、心身に障害及びその疑いのある子供の自立と地域社会への参加を促進するため、必要な相談や助言、訓練を行うものでございます。

88ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち救急安心センター事業負担金につきましては、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきか相談できる電話相談窓口を兵庫県内全域で実施するため、兵庫県と県内市町で設置を予定しております運営協議会への負担金であります。

90ページをお願いいたします。

目2予防費、節12委託料のうち带状疱疹予防接種委託料につきましては、带状疱疹予防接種の定期接種化に伴うものであります。節19扶助費のうち骨髄等移植ドナー助成金につきましては、骨髄または末梢血幹細胞の提供希望者の登録増進を目的に提供者に対して助成金を交付するものであります。

92ページをお願いいたします。

目3母子衛生費、節18負担金、補助及び交付金のうち妊婦のための支援給付金につきましては、妊婦に対する経済的支援を目的とした出産・子育て応援給付金の制度変更に係るものであります。

少し飛びまして、100ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金につきましては、新規に設立した農事組合法人に対して効率的な生産のための大型機械の購入費の一部を県補助金を活用して助成するものであります。また、大型機械導入事業補助金につきましても、既存の農事組合法人に対して集落営農組織の維持強化のため、大型機械の購入費の一部を助成するものであります。

目5農地費、節12委託料のうちため池定期点検業務委託料につきましては、決壊の予防、周辺集落の安全確保のため、ため池の定期点検を行い、老朽度等の確認調査を行うものであります。また、福井大池外改修工事实施設業務委託料につきましては、福井大池栈橋付近の堤体、浮き島の浸食が著しいことから補修のための実施設計を行うものであります。節18負担金、補助及び交付金のうち102ページの岩見構下地区ほ場整備事業補助金は、圃場整備工事完了後、農事組合法人等の中心経営体に農地を集積・集約を促進するため、工事費の地元負担分を補助するものであります。

目7国土調査費につきましては、調査面積等の増により前年度比1,024万3,000円増の2,292万円を計上しております。

104ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち新商品開発事業補助金につきましては、町内に事業所を有する中小企業に対して新たな消費の拡大や町のPRのため、特産品等を活用した新商品、新メニュー開発に係る経費の一部を補助するものであります。

す。

106ページをお願いいたします。

目3消費者行政対策費、節17備品購入費は、消費生活相談のデジタル対応のため、令和8年度より新しい消費生活相談システムへ移行する準備として令和7年度に端末等を整備するものであります。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、108ページの節14工事請負費は、緊急車両の進入通路確保やゆとりある町並みの形成と良好な住環境の創出を推進することを目的に、狭あい道路整備等促進事業補助金により分筆、寄附された狭隘道路拡幅用地について国庫補助金を活用しアスファルト舗装等を行うものであります。節18負担金、補助及び交付金のうち兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金は、豪雨による斜面の土砂流出等が見受けられる丹生山の対策工事に係る県営事業の負担金であります。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料のうち設計支援業務委託料及び長金陸橋撤去設計等業務委託料につきましては、老朽化が著しい長金陸橋の撤去工事や橋梁跡地を整備するための設計費用などであります。また、中道跨線橋修繕工事委託料は、法定点検の結果に基づき、令和5年度から令和8年度にかけてJR軌道敷上空部について修繕工事を西日本旅客鉄道株式会社に委託するものであります。

目2道路維持費、110ページの節12委託料のうち太子・竜野バイパス側道伐採業務委託料は、地元要望により町有地に自生しました支障木を伐採するもので、舗装修繕計画策定業務委託料につきましては、幹線道路の舗装を効果的に修繕するため、5年ごとの路面性状調査結果を踏まえて修繕計画を改定するものであります。

目4幹線道路整備事業費、節14工事請負費につきましては、都市計画道路網干線、県道龍野線、JR網干駅周辺の道路ネットワークを構築するため、町道糸井南糸井線及び県道太子御津線西側の工事を実施するものであります。

112ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節18負担金、補助及び交付金のうちまちづくり活動助成金につきましては、住民の自主的なまちづくりを促進することを目的に福地地区においては特別指定区域制度活用に向けた事業計画作成の支援を、沖代・米田地区におきましては都市計画道路揖保線の延伸に伴う産業拠点の形成を図るため、今後の地区計画の検討や開発事業者の募集に対し支援を行うものであります。

114ページをお願いいたします。

目3公園管理費、節17備品購入費につきましては、住民要望を踏まえ総合公園に新たに子供用バスケットゴール1基を設置するとともに、太子山公園にありますジャングルジムが老朽化により修繕できないため、耐久性に優れた子供たちに人気の高いツイストモック1基を設置するものであります。節18負担金、補助及び交付金につきましては、自治会が管理する公園の利用促進を図るため、バスケットゴールの設置要望がありました自治会に対し購入費用の一部を助成するものであります。

118ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節17備品購入費は、より多くの消防団員が運転できるようオートマチック限定普通自動車免許に対応した消防ポンプ自動車2台を更新するとともに、購入から20年以上を経過する消防指令車1台を更新するものであります。

目4災害対策費、節10需用費、消耗品費につきましては、町地域防災計画の災害備蓄目標数に基づき資材等を補充するものであります。

120ページをお願いいたします。

節14工事請負費は、災害時の迅速な避難所の立ち上げを目的に石海小学校敷地内に防災備蓄倉庫を屋外運動場トイレ及び体育倉庫に併設して整備するものであります。

124ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節12委託料のうち学習評価テスト委託料は、小学校2年生から5年生を対象にした学力評価テストを実施し、全国規模の情報を持つ委託業者が採点、結果分析を行い、効果的な改善策を周知することで言語能力の向上を図るものであります。節18負担金、補助及び交付金のうち大阪・関西万博子ども招待プロジェクト補助金は、2025年、大阪・関西万博において次代を担う子供たちに最先端の技術やサービス等に直接触れる体験により、将来に向けて夢と希望を感じ取ってもらう機会として会場へ無料招待されるプロジェクトへ参加するため、主に移動に係る経費を補助するものであります。

項2小学校費、目1学校管理費、126ページの節14工事請負費のうち石海小学校屋外運動場トイレ及び体育倉庫整備工事費につきましては、前年度に実施設計を行いました屋外運動場トイレ及び体育倉庫の現建屋解体、新設工事を行うものであります。

128ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節1報酬のうち別室少人数指導員報酬は、教室での授業を受けることが困難な児童や学校に登校できるものの教室に入れられない児童に対し、児童自身に安定感を与え個に応じた支援ができるよう別室で指導するため、小学校に配置する人員を前年度から1名増員し、さらに充実させるものであります。節17備品購入費のうち学習用タブレット購入費は、令和2年度に整備いたしました1人1台端末が令和7年度で導入から5年目となり、端末の自然故障が増加傾向にあることから令和8年度4月からの運用を目指し、令和7年度中に新規端末を調達するものであります。

132ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち太子西中学校北校舎等トイレ改修工事費につきましては、便器の洋式化率が低い太子西中学校において前年度の南校舎に引き続き北校舎及びプール棟トイレの改修工事を実施するものであります。

134ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節17備品購入費のうち学習用タブレット購入費につきましては、小学校費と同様に1人1台端末を調達するものであります。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節10需用費のうち修繕料につきましては、劣化している石海幼稚園個室トイレの壁や扉を修繕するものであります。

136ページをお願いいたします。

節17備品購入費のうち施設備品購入費は、夏季の教育活動を充実させるため、各幼稚園の遊戯室に冷風機を購入するものであります。また、施設遊具購入費は、設置から25年以上が経過する太田幼稚園の総合遊具を更新するものであります。

項5社会教育費、目1社会教育総務費、138ページの節12委託料、公共施設予約管理システム構築委託料につきましては、文化会館や町民体育館等で利用しております現システムのサービス提供が終了することに伴いオンライン決済が可能なシステムに更新するものであります。また、これに関連し、節13使用料及び賃借料のうち公共施設予約管理システム使用料につきましては、新システム及びこれまで会館管理費にて予算計上しておりました現行の施設予約システム使用料を移管し、計上したものであります。

少し飛びまして、144ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節12委託料のうち遺跡発掘調査作業委託料及び埋蔵文化財調査測量委託料並びに節13材料及び賃借料につきましては、通常の調査と併せて石海中部地区圃場整備事業に先立ち分布試掘調査を実施するものであります。

146ページから148ページにわたります。目7会館管理費、節12委託料のうち文化会館大規模改修工事監理業務委託料及び節14工事請負費、また目8歴史資料館費、節12委託料のうち150ページの歴史資料館大規模改修工事監理業務委託料及び節14工事請負費につきましては、文化会館及び歴史資料館の大規模改修工事に係る経費であります。

154ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節14工事請負費は、熱中症対策として町民体育館のロビー北側窓に遮光カーテンを設置するものであります。節17備品購入費のうち施設備品購入費についても、熱中症対策として気化式冷風機を整備するものであります。

156ページをお願いいたします。

目3総合公園管理費、節14工事請負費及び節17備品購入費のうち運動用具備品購入費につきましては、陸上競技場の公認更新に必要な経費を計上しております。

目4給食センター費、158ページの節14工事請負費は、令和3年8月末で用途を廃止いたしました旧学校給食共同調理センターを解体するものであります。

160ページをお願いいたします。

款13予備費につきましては、災害など突発的かつ想定外の事案に備え2,200万円を計上しております。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

前の12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきまして、景気回復等による給与所得等の増加及び定額減税分の回復により前年度比1億8,666万円増の17億408万円としております。また、目2法人につきましては、業績回復による現年課税分の増加が見込まれることにより前年度比540万円増の1億5,680万円としております。

項2固定資産税、目1固定資産税20億4,552万9,000円につきましては、前年度比1億913万7,000円の増としております。大型の非木造家屋等の新築があったことによる家屋の増及び企業の設備投資等の増加による償却資産分の増を見込んだものであります。

項3軽自動車税、目2種別割1億2,722万5,000円につきましては、前年度比596万5,000円の増としております。登録台数の増加に加えまして四輪の自家用乗用車について従来税率から標準税率適用車両への移行が進んでいる状況によるものであります。

14ページをお願いいたします。

項4町たばこ税、目1町たばこ税2億1,533万6,000円につきましては、前年度比1,187万9,000円の減としております。近年の健康志向を反映しました喫煙率の低下による減少を見込んだものであります。

款2地方譲与税から18ページの款12交通安全対策特別交付金までの各種譲与税、税交付金、地方交付税につきましては、国が示します地方財政計画や近年の決算状況、景気動向などを考慮し、またその伸び率等により見込んでおります。

16ページの款10地方特例交付金のうち減収補填特例交付金につきましては、令和6年度に措置されました定額減税分がなくなったことにより前年度比2億2,700万円の減としております。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2教育費負担金、節1教育総務費負担金のうち学校給食費保護者負担金につきましては、給食喫食者の保護者等より徴収いたします給食費負担金であ

りまして、本来の負担予定額から小・中学校児童・生徒分の給食費改定によります増額分を免除した額としております。

24ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金のうちデジタル基盤改革支援補助金1億6,001万1,000円は、前年度に引き続き住民情報システムを国の構築するガバメントクラウド上に移行させる経費に対する補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,474万9,000円につきましては、学校給食費負担金における価格高騰分の免除に対する補助金であり、補助率はともに10分の10であります。また、新しい地方経済・生活環境創生交付金3,665万円は、公開型GISや書かない窓口などを構築する経費に対する補助金であり、補助金は2分の1であります。節2戸籍住民基本台帳費補助金のうち戸籍氏名振り仮名記載事業補助金343万1,000円につきましては、戸籍法等の改正に伴う戸籍への振り仮名記載事務に係るものであり、補助率は10分の10であります。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち重層的支援体制整備事業への移行準備事業交付金529万2,000円は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備への移行準備事業に係るもので、補助率は4分の3となっており、重層的支援体制整備事業交付金103万2,000円につきましては、生活困窮者支援等のための地域づくり事業に係るものであり、補助率は2分の1となっております。節2児童福祉費補助金のうち地域障害児支援体制強化事業補助金456万3,000円につきましては、療育訓練や障害児巡回支援などに係ります補助金で、補助率は2分の1であります。また、保育対策総合支援事業費補助金440万円のうち200万円につきましては、歳出で申しあげました睡眠中の事故防止対策に必要な機器購入に係る補助金で、補助率は3分の2であります。

26ページをお願いいたします。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備費補助金2,550万円は、網干線外道路整備事業及び原勝原線舗装修繕工事などに係るもので、補助率は2分の1、橋梁長寿命化事業補助金1億1,440万円につきましては、中道跨線橋修繕工事などに係る補助金で、補助率は10分の5.5であります。

目5教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校施設環境改善交付金1,937万4,000円は、太子西中学校北校舎等トイレ大規模改造工事に係るもので、補助率は3分の1であります。また、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金1億1,429万円につきましては、学習用タブレット購入事業に係るもので、補助率は3分の2であります。節2社会教育費補助金は、石海中部地区圃場整備事業に先立ちます分布試掘調査に係るもので、補助率は2分の1であります。

30ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち農村地域防災減災事業補助金につきましては、歳出で申しあげましたため池の定期点検業務に対する補助金で、補助率は10分の10であります。次に、32ページの高生産性農業集積促進事業補助金につきましては、歳出で申しあげました岩見構下地区ほ場整備事業につきまして補助を受けるもので、補助率は4分の3であります。また、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金は、農事組合法人の大型機械購入に対する補助金であり、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金につきましては、福井大池の棧橋付近の堤体補修に係る実施設計業務に対する補助金で、補助率はともに10分の10であります。

目8教育費県補助金、節2社会教育費補助金のうち埋蔵文化財緊急発掘調査事業費補助金65万7,000円につきましては、石海中部地区圃場整備事業に先立ちます分布試掘調査に係る補助金

で、補助率は4分の1であります。

34ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1財産貸付収入1,187万8,000円は、旧庁舎跡地を大黒天物産株式会社に貸し付けたことにより前年度比1,176万円の増となっております。

36ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金3億5,000万円を計上しております。

款19繰入金、項1基金繰入金、目2減債基金繰入金4,403万3,000円は、令和5年、令和6年度の地方交付税再算定におきまして令和7年度の臨時財政対策債の償還費に充てることとして措置されました積立金を繰り入れるものであります。

目3公共施設整備基金繰入金は、文化会館及び歴史資料館の大規模改修事業、陸上競技場公認更新事業の財源として、また目4地域福祉基金繰入金は、保健福祉会館大規模改修事業の財源としてそれぞれ取り崩すものであります。

目5ふるさと応援基金繰入金には、ふるさと納税の事務経費と基金を活用して実施いたします事業経費を合わせて4億4,786万2,000円を計上しております。

目8交通安全対策基金繰入金550万8,000円につきましては、交通啓発看板や区画線補修工事など交通安全対策事業に活用するものであります。

款21諸収入、38ページの項3雑入、目2雑入、節2民生費雑入のうち地域療育等支援事業個人負担金94万円につきましては、歳出で申し上げました療育訓練に係る個人負担金であります。

40ページをお願いいたします。

節8教育費雑入のうちスポーツ振興くじ助成金1億円につきましては、陸上競技場公認更新事業に係るものであります。

42ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目2民生債、節1社会福祉施設整備事業債5億7,490万円につきましては、保健福祉会館大規模改修事業に係るものであります。

目4土木債、節1土木管理事業債900万円につきましては、丹生山の急傾斜地崩壊対策事業の負担金に係るものであります。節2道路橋りょう事業債1億4,780万円は、網干線ほか道路整備事業、中道跨線橋などの橋梁長寿命化事業、原勝原線などの舗装修繕事業及び長金陸橋の撤去事業に係るものであります。

目5消防債、節1消防防災設備整備事業債7,100万円につきましては、消防ポンプ自動車と消防指令車の更新事業、防災備蓄倉庫整備事業及び兵庫衛星通信ネットワーク設備更新事業に係るものであります。

目6教育債、節1学校施設整備事業債1億5,340万円のうち太子西中学校トイレ大規模改造事業債6,030万円は、国庫補助事業費の地方負担分に充てるものであります。節2社会教育施設整備事業債12億7,200万円につきましては、文化会館及び歴史資料館の大規模改修事業及び陸上競技場メインスタンドトイレ改修事業に係るものであります。

続いて、前の6ページをお願いいたします。

第2表では、債務負担行為を3件設定しております。学童保育園運営委託事業は4か年で限度額5億1,000万円、文化会館大規模改修事業は2か年で限度額18億7,580万8,000円、歴史資料館大規模改修事業は2か年で限度額3億2,045万3,000円であります。

最後に、第3表では、歳入で御説明させていただきました地方債の発行条件であります。限度

額は合計で22億4,740万円、借入利率の上限につきまして、昨今の金利情報に鑑み3%以内から5%以内へと引き上げております。

以上、令和7年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後2時41分）

（再開 午後2時55分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

~~~~~

日程第30 議案第31号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第30、議案第31号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第31号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和7年度国民健康保険特別会計の歳入歳出の予算総額を32億7,161万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税5億4,238万8,000円、県支出金24億4,721万7,000円、繰入金2億6,789万1,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費7,057万4,000円、保険給付費23億7,335万7,000円、国民健康保険事業費納付金7億9,017万1,000円、保健事業費2,480万7,000円等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第31号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

15ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費6,414万7,000円につきましては、職員の人件費や国民健康保険事業の運営に必要な物件費等の経費であります。

17ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費から19ページの項5葬祭諸費までにつきましては、保険給付費に必要な費用は県が交付金として措置することとなっていることから、県の特別会計予算の歳出との調整を図るものとして同額を計上しております。款2保険給付費全体では23億7,335万7,000円で、前年度より1億2,399万4,000円の減となっております。

19ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金につきましては、県が国保財政運営の責任主体として県下の市町村ごとの被保険者数や所得水準等を考慮した上で決定する納付金であり、県が算定しました金額を医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に区別し、総額7億9,017万1,000円を計上しております。

21ページをお願いいたします。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費2,284万5,000円は、医療費適正化の総合的な推進として40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられました特定健康診査、特定保健指導に係る経費やヘルスアップ事業として実施します未受検者対策や糖尿病性腎症重症化予防対策に係る経費であります。

続いて、歳入を説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、総額で5億4,204万円を計上しており、節1医療給付費分現年課税分につきましては3億3,921万2,000円、節2後期高齢者支援金分現年課税分につきましては1億3,085万1,000円、節3介護納付金分現年課税分につきましては4,389万2,000円を計上しております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、滞納繰越分等として34万8,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金のうち節1普通交付金は、県から交付される保険給付費に要する費用として23億7,330万6,000円、節2特別交付金は特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分の国県負担金など、市町村に交付される各種公費として7,391万1,000円を計上しております。目全体では24億4,721万7,000円となっております。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金等として2億5,884万2,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の調製のため、904万9,000円を計上しております。

款6繰越金、目1繰越金は、令和6年度決算の剰余金を令和7年度に繰り越すもので国保制度改革後の決算状況等を勘案し1,000万円を計上しております。

全体では、前年と比較いたしますと1億6,010万4,000円の減となっております。

以上、令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第31 議案第32号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第31、議案第32号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第32号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和7年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を28億2,756万6,000円と定めるものであります。

歳入につきましては、保険料6億8,394万5,000円、国庫支出金5億7,906万1,000円、支払基金交付金7億2,215万4,000円、県支出金3億8,457万1,000円、繰入金4億5,380万9,000円等を計上しております。

歳出につきましては、総務費6,404万7,000円、保険給付費26億1,264万4,000円、地域支援事業費1億4,388万4,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり

議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第32号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

最初に、歳出から御説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、目1一般管理費では介護保険事務職員3名分の人件費及び事務経費、国県負担金等を伴う介護保険事業費に認められていない経費など、全体で2,905万8,000円を計上し、目2連合会負担金では国民健康保険団体連合会へ支払うべき負担金59万4,000円を計上しております。

16ページから18ページにわたる項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料納付書等の郵送料など、賦課徴収を行うための費用として321万9,000円を計上しております。

項3介護認定審査会費につきましては、目1介護認定審査会費では介護認定審査会の委員報酬など全体で333万4,000円を計上し、目2認定調査等費では介護認定調査員4名分の報酬や主治医意見書作成手数料、介護認定審査会支援システムの標準化対応に係る委託費用など全体で2,784万2,000円を計上しております。

款2保険給付費では、総額26億1,264万4,000円を計上し、前年度比では5.6%の増であります。各項の内訳としましては、項1介護サービス等諸費には23億8,556万4,000円、20ページの項2介護予防サービス等諸費に1億3,212万1,000円、項3その他諸費には審査支払手数料として249万6,000円、項4高額介護サービス等費には5,100万8,000円を計上しております。

22ページであります。項5高額医療合算介護サービス等費には884万1,000円、項6市町村特別給付費には90万円、項7特定入所者介護サービス等費には3,171万4,000円を計上しております。

款3地域支援事業費につきましては、以降28ページまでに及びますが、項1介護予防・生活支援サービス事業費から項3その他諸費までがいわゆる総合事業、項4包括的支援事業・任意事業費が総合事業以外となっております。項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、総合事業対象者に係る給付費など4,778万9,000円を計上しております。

24ページでございますが、項2一般介護予防事業費につきましては、物忘れ相談謝礼のほか介護予防事業に係る委託料など全体で1,513万3,000円を計上しております。

項3その他諸費につきましては、審査支払手数料として13万5,000円を計上しております。

項4包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費につきましては、以降26ページまでに及びますが、地域包括支援センター職員6名分の人件費、総合相談窓口業務に係る委託料など合計で5,412万8,000円を計上しております。

26ページの目2任意事業費につきましては、安心見守りコール事業の委託費用や後見人費用助成金など648万6,000円を計上し、目3在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、たつの市揖保郡医師会への委託料など31万3,000円を計上しております。

28ページをお願いいたします。

目4生活支援体制整備事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう配慮している生活支援コーディネーターの委託費用800万円を計上しております。

目5認知症総合支援事業費につきましては、職員1名分の人件費や認知症地域支援ケア向上事業費など全体で1,166万6,000円を計上し、目6地域ケア会議推進事業費につきましては、講師謝礼など23万4,000円を計上しております。

款4 基金積立金につきましては、介護給付費準備基金の基金利子を積み立てるものとして52万3,000円を計上しております。

款5 公債費につきましては、一時借入金利子として66万8,000円、30ページの款6 諸支出金につきましては、介護保険料過誤納付還付金として80万円、款7 予備費につきましては500万円を計上しております。

続いて、歳入でございます。

10ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料につきましては、現年度分では特別徴収対象者8,466人分で6億3,524万1,000円、普通徴収対象者707人分で4,742万4,000円、滞納繰越分では128万円を計上しております。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金につきましては、目1 認定審査会負担金では兵庫県から依頼がありました40歳から64歳までの医療保険未加入者における介護認定審査会等経費の実費収入として1万9,000円を計上し、目2 介護予防事業費負担金では通所介護予防短期集中事業への参加負担金15万円を計上しております。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料につきましては、目1 総務手数料では介護保険サービス事業者を指定する際の申請等手数料など10万1,000円を計上し、目2 地域支援事業手数料では兵庫県国民健康保険団体連合会からの介護予防サービスケアプラン作成収入として318万4,000円を計上しております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた4億8,705万4,000円を計上しております。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金につきましては、人口推計等を基に算定しました交付割合を乗じた3,969万2,000円を計上しております。

目2 地域支援事業交付金（総合事業）、目3 地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましては、対象経費にそれぞれ定率の補助率を乗じた額、合わせて4,247万3,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

目4 保険者機能強化推進交付金、目5 保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化予防、介護予防等に必要な取り組みに基づく交付金で、それぞれ308万9,000円、675万3,000円を計上しております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた7億517万円、目2 地域支援事業交付金につきましては歳出で申し上げました総合事業の対象経費に定額の負担割合を乗じた1,698万4,000円を計上しております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億6,176万2,000円を計上しております。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（総合事業）、目2 地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましては、対象経費にそれぞれ定率の補助率を乗じた額、合わせて2,280万9,000円を計上しております。

款7 財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子として52万3,000円を計上しております。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては、介護給付費分、低所得者保険料軽減分など一般会計が負担すべき費用4億5,380万9,000円を計上し、14ページの項2 基金繰入金につきましては、予備費及び過年度の介護保険料過誤納付還付金の財源に加え財源調整分と合わせまして合

計1,344万3,000円を計上しております。

また、款9繰越金は前年度と同額を、款10諸収入は4万8,000円を計上しております。

最後に、4ページであります。

債務負担行為でございますが、令和9年度を初年度とする3か年の老人福祉計画・介護保険事業計画策定事業について、令和7年度から令和8年度の2か年で上限を650万円として定めております。

以上、令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議案第33号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第32、議案第33号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第33号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

令和7年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を6億4,701万5,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料4億9,504万4,000円、繰入金1億3,296万6,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費1,726万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6億2,150万円であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第33号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員1名分の人件費、被保険者証郵送料、子供支援金創設に伴うシステム改修委託料など、合わせて1,458万8,000円を計上しております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険料決定通知書等の郵送料、コンビニ収納代行手数料や死亡等に伴う保険料の過誤納付還付金など合わせて268万円を計上しております。

15ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、6億2,150万円計上しております。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上しております後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で4億9,504万4,000円を計上しております。また、過年度分の保険料納付金につきましても1,215万9,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で1,757万円を計上しております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために一般会計から繰り入れた後に広域連

合に納付するもので9,662万7,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として10万円計上しております。

款3保健事業費は、特定健診委託料や歯科検診委託料など合わせて774万7,000円を計上しております。

款4予備費は、50万円計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は、特別徴収分3億4,149万6,000円、普通徴収分1億5,304万8,000円、滞納繰越分50万円、全体で4億9,504万4,000円を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として3万円計上しております。

款3広域連合支出金、項1広域連合補助金、目1保健事業補助金は、後期高齢者医療制度事業補助金として621万4,000円を計上しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせて1億3,296万6,000円を計上しております。

款5繰越金は、前年度の保険料納付金として1,215万9,000円を計上しております。

款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金として10万円を計上しております。

項2町預金利子、目1町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

項3雑入は、広域連合からの過年度分の保険料納付金の返還金等50万円、保険料の還付未済金として1,000円を計上しております。

以上、令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第33 議案第34号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第33、議案第34号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第34号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

令和7年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,208万5,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,039万4,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,208万5,000円を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第34号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について詳細

説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1 墓園事業費について、目1 一般管理費につきましては墓所の使用者管理に係る費用であります。内訳につきましては、事務経費として需用費と役務費に22万2,000円、墓園管理システム利用料として99万円、墓所返還還付金として400万円を計上しております。

目2 墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用であります。節12委託料では、清掃業務委託、植木維持管理委託、車止め開閉業務委託を計上しております。植木維持管理委託であります、薬剤防除、生け垣の剪定等であります。委託料全体といたしましては、657万5,000円の計上をしております。

続いて、歳入について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 墓園使用料につきましては、墓園永代使用料7基分といたしまして420万円を計上しております。

項2 手数料、目1 墓園手数料は、年間管理料901基分として619万4,000円を計上しております。

また、款3 繰入金であります、一般管理費に充当される歳入の不足分を補うため、一般会計繰入金といたしまして101万円を、墓園管理費に充当します墓園手数料の不足分の財源補填として基金繰入金67万8,000円を計上しております。

以上、令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第34 議案第35号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第34、議案第35号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第35号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和7年度水道事業会計において、第3条の収益的収入は6億3,636万円とし、営業収益は5億3,310万5,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用については5億6,633万6,000円とし、支出の大半を占めております営業費用は5億4,215万円を見込んでおります。

次に、第4条の資本的支出につきましては、建設改良費2億2,607万5,000円、企業債償還金4,987万6,000円等、支出総額を4億7,895万1,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金2,730万円、企業債8,500万円等を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しております額1億6,665万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第35号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算について詳

細説明を申し上げさせていただきます。

予算書 1 ページをお願いします。

第 3 条には収益的収入及び支出の予算額、第 4 条には資本的収入及び支出の予定額を表記しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしてございます。内容につきましては、3 ページ及び 4 ページの予算実施計画と 19 ページ以降の予算内訳明細に記載しており、後ほど詳細を御説明させていただきます。

次に、2 ページの第 5 条は企業債の限度額に関する事項で 8,500 万円としております。第 7 条は流用に議決を要する経費として職員給与を、第 8 条では一般会計からの補助金の額を、第 9 条ではたな卸資産の購入限度額を定めております。

5 ページを御覧ください。

令和 7 年度の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は 4,236 万 8,000 円増加する見込みでございます。

次に、6 ページから 9 ページは、給与費明細書であります。人件費の総額は、前年度比 1,162 万円の増加となっております。

次に、10 ページ、11 ページは、令和 7 年度末の資産、負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。

次に、14 ページは、令和 6 年度決算見込みに基づく予定損益計算書であります。1 億 2,283 万 5,000 円の営業損失に対しまして、営業外収支における 8,548 万 1,000 円の利益を加味しても 3,735 万 4,000 円の経常損失となり、特別利益、特別損失を加えた当年度純損益は 3,733 万 3,000 円の純損失を見込んでおります。

続きまして、19 ページの予算内訳明細について御説明させていただきます。

収益的収入は、款 1 事業収益の総額を 6 億 3,636 万円とし、項 1 営業収益は 5 億 3,310 万 5,000 円としております。

目 1 給水収益は 4 億 9,305 万 6,000 円で、7 月分から水道料金改定に伴い前年度比 1 億 235 万 9,000 円の増加、有収水量は 330 万 4,000 立方メートルと見込んでおります。

次に、20 ページの支出の部を御覧ください。

款 1 事業費用の総額を 5 億 6,633 万 6,000 円とし、項 1 営業費用は 5 億 4,215 万円でございます。主なものとして、目 1 原浄水費の節 10 委託料は、水道施設の運転管理委託経費の計上により前年度比 1,419 万 2,000 円増加しております。

21 ページを御覧ください。

目 2 配水費の節 3 委託料は、水道施設管理のシステムのクラウド化や配水池の点検、清掃経費の計上により前年度比 1,265 万 7,000 円増加しております。

次に、目 3 給水費の節 9 委託料は、水道メーターの交換件数の増加により前年度比 843 万 5,000 円増加しております。

22 ページを御覧ください。

目 7 その他営業費用の節 1 材料売却原価 992 万 5,000 円につきましては、水道メーター交換件数の増加やスマートメーターの購入により前年度比 474 万 8,000 円増となっております。

次に、24 ページを御覧ください。

款 1 資本的収入の総額は、3 億 1,230 万円としております。

項 2 企業債 8,500 万円は配水管更新事業に係るもので、前年度比 7,430 万円の増でございます。

項 3 投資有価証券償還受入金 2 億円は、債券による資金運用を行った場合の償還金の受入れで

ございます。

次に、25ページを御覧ください。

款1資本的支出の総額は、4億7,895万1,000円であります。

項1建設改良費、目1配水施設改良費は、節2工事請負費に立岡山北配水池から太田配水池に至る配水管の更新、耐震工事や国道179号バイパス整備に伴う配水管布設替工事の経費として2億215万円を計上しております。

目2固定資産購入費2,092万5,000円は、老原浄水場の水質計器の更新経費や吉福水源地の倉庫内に設置する整理棚の購入費のほか、水道料金改定やスマートメーター導入に係るシステム関連経費などを計上してございます。

項2企業債償還金には、既発債に係る償還元金として4,987万6,000円を計上しております。なお、企業債の現在高につきましては26ページの調書のとおり、今後の発行・償還見込額を反映した結果、令和7年度末で9億8,842万1,000円となる見込みでございます。

以上で議案第35号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第35 議案第36号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第35、議案第36号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第36号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和7年度下水道事業会計において、第3条の収益的収入は14億731万1,000円とし、営業収益は6億2,455万5,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における下水道事業費用については13億34万円とし、支出の大半を占めております営業費用は12億636万3,000円を見込んでおります。

次に、第4条の資本的支出につきましては、建設改良費2億2,088万6,000円、企業債償還金8億6,704万円等、支出総額10億9,092万6,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において受益者負担金400万円、他会計出資金3億1,753万5,000円、補助金4,980万円、企業債2億560万円等を予定しております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しております額5億1,399万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第36号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について詳細説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第3条には収益的収入及び支出の予定額、第4条には資本的収入及び支出の予定額を表記しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。内容につきましては、3ページ及び4ページの予算実施計画と

19ページ以降の予算内訳明細に記載しており、後ほど詳細を御説明させていただきます。

次に、2ページの第5条は企業債の限度額に関する事項で、公共下水道事業、流域下水道事業及び資本費平準化債を合わせて2億560万円としております。第7条は流用に議決を要する経費として職員給与を、第8条では一般会計からの補助金の額を、第9条ではたな卸資産の購入限度額を定めております。

5ページを御覧ください。

令和7年度の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の資金期末残高は3,778万6,000円増加する見込みでございます。

次に、6ページから9ページの給与費明細書につきましては、職員人件費の内訳でございます。前年度に比べて559万5,000円の減額となっております。

次に、10ページ、11ページは、令和7年度末の資産、負債及び資本の状況を表す予定貸借対照表でございます。

次に、14ページは、令和6年度決算見込額に基づく予定損益計算書であります。5億982万5,000円の営業損失に対しまして、営業外収益における6億755万9,000円の利益を加味した結果、9,773万4,000円の経常利益となり、特別利益、特別損失を加えた当年度純利益は9,740万3,000円を見込んでおります。

次に、19ページの予算内訳明細について御説明いたします。

まず、収益的収入は、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料、節1下水道使用料は5億9,626万1,000円、有収水量は320万3,000立方メートルを見込んでおります。また、節2前処理場使用料につきましては412万5,000円、有収水量は1万5,000立方メートルを見込んでおります。

目2他会計負担金、節1一般会計負担金211万4,000円は、雨水処理に対する利払金等の負担金として地方公営企業繰り出し基準に基づく繰入金でございます。

次に、項2営業外収益、目1他会計負担金、節1一般会計負担金3億6,010万4,000円につきましては、営業収益における一般会計負担金と同様に地方公営企業繰り出し基準に基づき繰り入れるものでございます。また、目2他会計補助金、節1一般会計補助金は、汚水処理関連の減価償却費などに係る補助金2億321万9,000円でございます。

次に、20ページの支出の部を御覧ください。

まず、目1管渠費、節9委託料7,450万2,000円につきましては、下水道施設の機能維持を図るための点検・清掃費用として下水道管洗浄委託料、雨天時における内水氾濫に備えるため、浸水想定区域図作成業務委託料や不明水調査委託料のほか、下水道台帳システムのクラウド化業務委託料等を計上してございます。

次に、20ページから21ページの目2処理場費、節5委託料9,360万1,000円は、前処理場運転管理業務委託料、終末処理場生污泥搬入施設維持管理業務委託料、皮革排水処理方法検討業務委託料が主な内容でございます。

次に、21ページの目3流域維持管理経費につきましては、揖保川浄化センターに係る維持管理経費と前処理場で発生した生污泥の焼却費用等を合わせて3億2,617万1,000円を計上しております。

22ページを御覧ください。

目5減価償却費6億1,946万4,000円は、前年度比303万9,000円の増となっております。

次に、23ページ、資本的収入の部を御覧ください。

款1 資本的収入、項2 他会計出資金、目1 他会計出資金、節1 一般会計出資金 3億1,753万5,000円は、地方公営企業法の繰り出し基準に基づく一般会計の負担額であります。

項3 補助金、目1 国庫補助金、節1 国庫補助金4,980万円は、雨水1.4号幹線に係る整備工事関連及びマンホール蓋、マンホールポンプ更新などに係る社会資本整備総合交付金でございます。

次に、24ページの支出の部を御覧ください。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 施設整備費、節1 委託料4,216万円及び節4 補償費6,572万円は、主に雨水1.4号幹線整備工事に係る工損調査費や水道、電気、通信設備の復旧工事等に係る経費でございます。

項2 企業債償還金は、8億6,704万円を計上してございます。

なお、企業債の現在高につきましては、25ページの調書のとおり令和7年度末時点で4億2,204万円減少し、61億9,827万6,000円となる見込みでございます。

以上で議案第36号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第36 発議第1号 和のまちをつくる太子町議会基本条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第36、発議第1号和のまちをつくる太子町議会基本条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中藪清志議員。

○中藪清志議員 発議第1号和のまちをつくる太子町議会基本条例の制定についての趣旨説明を行います。

地方自治法が改正され、地方分権の傾向が強まる一方で、全国的な少子高齢化によりあらゆる分野での担い手不足が懸念される時代にあって豊かな地域社会を継承し、発展させていくために議会がその機能を一層充実させ、責任を果たしていくことが求められております。地方自治法の本旨に基づき、住民の意思を行政に的確に反映させる議会の役割が特に重要であります。太子町議会では全議員を構成員とする議会改革特別委員会において、和のまち太子にふさわしい議会の在り方を追求し、17条憲法の理念を生かした独自の議会基本条例の制定に向けて協議を重ねてきました。

この条例は、二代表制の一翼を担う議事機関としての議会について、その役割と責務を明らかにするとともに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより住民福祉の増進と町政の発展に寄与することを目的としています。住民の参画を促し共創する議会を目指す理念とたゆみない議会改革に継続して取り組んでいく決意をうたい、太子町議会の最高規範としてこの条例を制定するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

2月21日から2月26日まで議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、2月21日から2月26日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は2月27日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 午後3時55分)